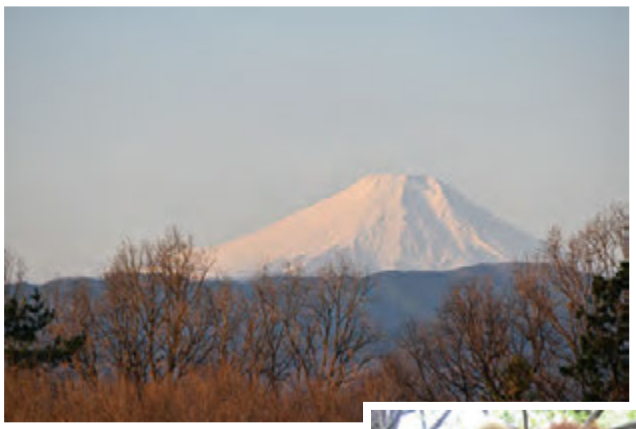
令和3年度-7年度

西多摩地域 広域行政圏計画















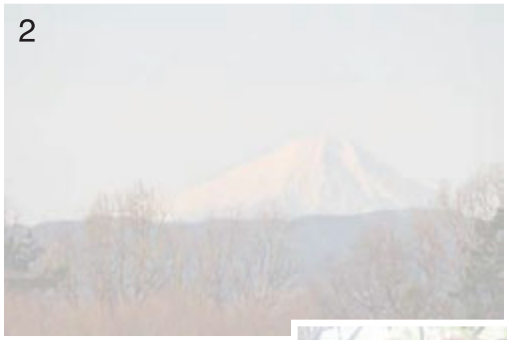


令和3年3月

西多摩地域広域行政圏協議会

（青梅市・福生市・羽村市・あきる野市・瑞穂町・日の出町・檜原村・奥多摩町）

















1 払沢（ほっさわ）の滝 | 檜原村
2 六道山公園から見る富士山 | 瑞穂町
3 動物公園のレッサーパンダ | 羽村市
4 福生七夕まつり | 福生市
5 吹上しょうぶ公園 | 青梅市
6 秋川渓谷 瀬音の湯 | あきる野市
7 夏の大自然 | 奥多摩町
8 ひので夏まつり | 日の出町

西多摩地域広域行政圏計画の策定にあたって

西多摩地域広域行政圏協議会は、圏域市町村である青梅市、福生市、羽村市、あきる野市、瑞穂町、日の出町、檜原村、奥多摩町の４市３町１村が、連携・協調して、その一体的な発展を図ることを目的に、昭和 58（1983）年に設立されました。以来、住民サービスの向上や福祉増進、人材育成、魅力発信など、様々な広域連携事業を展開し、西多摩地域の課題解決を図ってまいりました。

近年、自治体を取り巻く社会経済情勢は大きく変化しており、今後、本格的な人口減少・少子高齢化の到来によって医療や介護などの社会保障関係経費は、ますます増大する見通しです。市区町村の行政需要が増大する一方、生産年齢人口の減少に伴う経済・産業活動の縮小によって地方自治体の税収は減少することが予想され、これまでどおりの方法では、安定的に行政サービスを提供し続けることが困難になる可能性があります。

このような状況に的確に対応し、西多摩地域が持続的な発展を遂げるためには、これまで以上に広域的な視点による連携の取組みが求められることから、今回、令和３年度から７年度を計画期間とする「西多摩地域広域行政圏計画」を策定いたしました。

本計画は、これまでの広域行政圏の取組みや成果に加え、構成市町村の取組みや世界共通の目標であるＳＤＧｓの視点も踏まえた上で、西多摩地域の様々な課題に対する西多摩地域広域行政圏協議会としての取組みを定めています。

今後、これらの取組みを具現化するための検討・協議を積極的に行うとともに、地域の皆様とも取組み状況を共有し、西多摩地域の将来像である「水と緑に恵まれた自然環境を生かしながら、地域の連携に基づく新たな活力と文化を創造する圏域」の実現を目指してまいります。

最後に、本計画の策定に際し、西多摩地域広域行政圏協議会審議会をはじめ貴重なご意見をお寄せいただきました多くの皆様に深く感謝申し上げます。

令和３年３月

西多摩地域広域行政圏協議会

会長	青梅市長	浜中啓一
	福生市長	加藤育男
	羽村市長	並木心
	あきる野市長	村木英幸
	瑞穂町長	杉浦裕之
	日の出町長職務代理者　日の出町副町長	木﨑孝二
	檜原村長	坂本義次
	奥多摩町長	師岡伸公

目　次

Ⅰ　西多摩８市町村のプロフィール・・・・・・・・・・・・・・・・・1
Ⅱ　計画の策定にあたっての基本的な考え方・・・・・・・・・・・・・7
　1　広域行政圏計画の策定と協議会の役割・・・・・・・・・・・・・8
　2　計画の位置づけと目標年次・・・・・・・・・・・・・・・・・・9
　3　広域行政圏を取り巻く環境変化と課題・・・・・・・・・・・・・10
　　（１）少子高齢・人口減少社会の進行・・・・・・・・・・・・・・・・・10
　　（２）厳しい財政状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・12
　　（３）住民ニーズの多様化・高度化・・・・・・・・・・・・・・・・・13
　　（４）定住圏としての活力の維持と創出・・・・・・・・・・・・・・・14
　　（５）行政経営の自立性・持続性の確保・・・・・・・・・・・・・・・16
　　（６）その他、進行しつつある変化と変革・・・・・・・・・・・・・・17
　　（７）国や東京都の動向・政策方針・・・・・・・・・・・・・・・・・19
　4　広域連携の視点と４つの連携テーマ・・・・・・・・・・・・・ 22
Ⅲ　西多摩地域の４つの連携テーマとその展開方策・・・・・・・ 23
　1　西多摩地域のブランド育成とプロモーションの推進・・・・ 25
　2　西多摩の森を生かした持続可能な地域づくり・・・・・・・ 31
　3　安全・安心・快適な暮らしを支える行政サービスの広域化・ 37
　4　明日の西多摩を支えるひと・組織の育成・活用・・・・・・ 43
Ⅳ　資料編・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 49

【計画内の記載について】
　本文中で特に解説が必要な語句等は、末尾に「※」を付していますので、用語解説ページを参照してください。

Ⅰ　西多摩８市町村のプロフィール

青梅市（おうめし）

みどりと清流、歴史と文化、ふれあいと活力のまち青梅
－ゆめ・うめ・おうめ－



梅の里の再生に向け取り組んでいます
「梅の公園」

面積・・・・・・103.31k㎡
人口・・・・・・132,145 人（令和 3.1.1）
人口密度・・・・1,280 人/k㎡
市制施行年・・・1951（昭和 26）年
市の花・・・・・ウメ
市の木・・・・・スギ
市の鳥・・・・・ウグイス

＜名前の由来＞

地名の起こりは諸説あるが、中でも、秋になっても青々とした実を結び続ける金剛寺の「将門誓いの梅」に由来する説は多くの人々に知られている。

＜名所・旧跡＞

御岳山、御岳渓谷、吉野梅郷、花木園、天寧寺、安楽寺、塩船観音寺、金剛寺
など

福生市（ふっさし）

人を育み 夢を育む 未来につながるまち ふっさ



昭和 26 年にスタートした福生の夏の風物詩
「福生七夕まつり」

面積・・・・・・10.16k㎡
人口・・・・・・57,024 人（令和 3.1.1）
人口密度・・・・5,613 人/k㎡
市制施行年・・・1970（昭和 45）年
市の花・・・・・ツツジ
市の木・・・・・モクセイ
市の鳥・・・・・シジュウカラ

＜名前の由来＞

「ふっさ」は北方から来る敵を防ぐ土地であり、北方を「ふさぐ」要衝の地を意味する呼び方。「ふさぐ」は「ふたぐ」ともいい、それが「ふっさ」に変わっていったとの説がある。

＜名所・旧跡＞

玉川上水、熊川分水、玉川上水旧堀跡、玉川上水開削跡、熊川神社本殿、古民家（旧ヤマジュウ田村家住宅）など

はむらし
羽村市

ひとが輝き みんなでつくる 安心と活力のまち はむら



玉川上水に沿って約 200 本の桜がある
「羽村堰」

面積・・・・・・9.90k㎡
人口・・・・・・54,725 人（令和 3.1.1）
人口密度・・・・5,528 人/k㎡
市制施行年・・・1991（平成 3）年
市の花・・・・・サクラ
市の木・・・・・イチョウ
市の鳥・・・・・アオバズク

＜名前の由来＞

河岸段丘地の「ハケ」がハケ村となり、羽村となったという説と、武蔵野台地の西端、中世における三田氏領の東端にあったため「ハシ」がハシ村となり、羽村となったという説がある。

＜名所・旧跡＞

羽村市動物公園、玉川上水取水堰、まいまいず井戸、旧下田家住宅など

あきるのし
あきる野市

人と緑の新創造都市



秋川渓谷のシンボル「石舟橋」

面積・・・・・・73.47k㎡
人口・・・・・・80,221 人（令和 3.1.1）
人口密度・・・・1,092 人/k㎡
市制施行年・・・1995（平成 7）年
市の花・・・・・キク
市の木・・・・・モクセイ
市の鳥・・・・・セキレイ

＜名前の由来＞

市域一帯が古来、秋留郷に属し、市内にある古社も阿伎留神社と呼ばれていることや、地域発展の受け皿として期待されている平坦部を秋留台と呼ぶなど、「秋留」の名称が古くから親しまれてきたことによる。

＜名所・旧跡＞

秋川渓谷、阿伎留神社、大悲願寺、二宮神社、広徳寺、秋川渓谷瀬音の湯など

みずほまち
瑞穂町

すみたいまち つながるまち あたらしいまち
～“そうぞう”しよう みらいにずっとほこれるみずほ～



新たに完成した新庁舎は耐震性に優れ
防災機能を発揮する

面積・・・・・・16.85k ㎡
人口・・・・・・32,568 人（令和 3.1.1）
人口密度・・・・1,933 人/k ㎡
町制施行年・・・1940（昭和 15）年
町の花・・・・・ツツジ、茶の花
町の木・・・・・モクセイ、松
町の鳥・・・・・ヒバリ

＜名前の由来＞
町制施行（昭和 15 年）当時の東京府知事（岡田周造氏）の命名。

＜名所・旧跡＞
六道山公園、狭山池公園、瑞穂ビューパーク（スカイホール）、耕心館、みずほエコパーク、さやま花多来里の郷、瑞穂町郷土資料館「けやき館」など

ひのでまち
日の出町

みんなでつくろう日の出町！
－安心・躍進・自立のまち－



町の花「フジ」
大久野のフジは推定樹齢 400 年
都の天然記念物に指定されている

面積・・・・・・28.07k ㎡
人口・・・・・・16,588 人（令和 3.1.1）
人口密度・・・・591 人/k ㎡
町制施行年・・・1974（昭和 49）年
町の花・・・・・サクラ、フジ
町の木・・・・・モミ
町の鳥・・・・・ウグイス

＜名前の由来＞
町の西端に位置する「日の出山」のように「日の出の勢いで成長するように」と命名。

＜名所・旧跡＞
日の出山、白岩の滝、シダレアカシデ（国天然記念物）、大久野のフジ（都天然記念物）、日の出山荘（中曽根康弘・ロナルドレーガン日米首脳会談記念館）、ひので三ツ沢つるつる温泉、日の出町小さな蔵の資料館など

ひのはらむら
檜原村

森と清流を蘇らせ、未来に誇れる活力のある村



上空からみた檜原村
多摩地域で唯一の「村」は東京都の奥座敷といわれる

面積・・・・・・105.41k㎡
人口・・・・・・2,112 人（令和 3.1.1）
人口密度・・・・21 人/k㎡
村制施行年・・・1889（明治 22）年
村の花・・・・・ヤマブキ
村の木・・・・・ヒノキ
村の鳥・・・・・ウグイス

＜名前の由来＞

平安末期、源氏の武将 平山季重の知行地となり、鎌倉幕府の繁栄とともに「柏の庄」と呼ばれ、檜はかしわとも読まれるので名付けられたと言われている。

＜名所・旧跡＞

払沢の滝、神戸岩、口留番所跡、檜原城址、檜原温泉センター数馬の湯、小林家住宅（重要文化財）など

おくたままち
奥多摩町

人 森（もり）清流 おくたま魅力発信！
～ 住みたい 住み続けたい
　みんなが支える癒しのまち　奥多摩　～



奥多摩湖は東京都の貴重な水源
都民の利用する水の約２割を供給する

面積・・・・・・225.53k㎡
人口・・・・・・4,991 人（令和 3.1.1）
人口密度・・・・23 人/k㎡
町制施行年・・・1955（昭和 30）年
町の花・・・・・ミツバツツジ
町の木・・・・・スギ
町の鳥・・・・・ヤマドリ

＜名前の由来＞

多摩の奥にある観光の町として知られ、一大観光の町として発展することが望ましいということで、昭和 30 年に古里村、氷川町、小河内村が合併し奥多摩町と名付けられた。

＜名所・旧跡＞

奥多摩湖（小河内ダム）、日原鍾乳洞、奥多摩温泉もえぎの湯、倉沢のヒノキ、数馬の切通しなど

西多摩地域は、東京都多摩地域西部の地域名です。
青梅市、福生市、羽村市、あきる野市、瑞穂町、日の出町、檜原村、奥多摩町の４市３町１村で構成されます。



西多摩地域の特性と課題

○ 面積の約 80%を占める広大な森林、多摩川・秋川・平井川等の豊かな自然

圏域西部は「秩父多摩甲斐国立公園※」に指定され、観光資源・都民の憩いの場

○ 多摩地域内で最大の製造品出荷額を誇る、盛んな製造業

○ 圏央道（首都圏中央連絡自動車道）を通じ、全国とのアクセスが向上した道路交通網

○ ＪＲ青梅線・五日市線・八高線をはじめ、利便性の向上が課題となる公共交通機関

○ 人口は既に減少局面にあり、多摩地域内で最も高い高齢化率※

Ⅱ　計画の策定にあたっての基本的な考え方

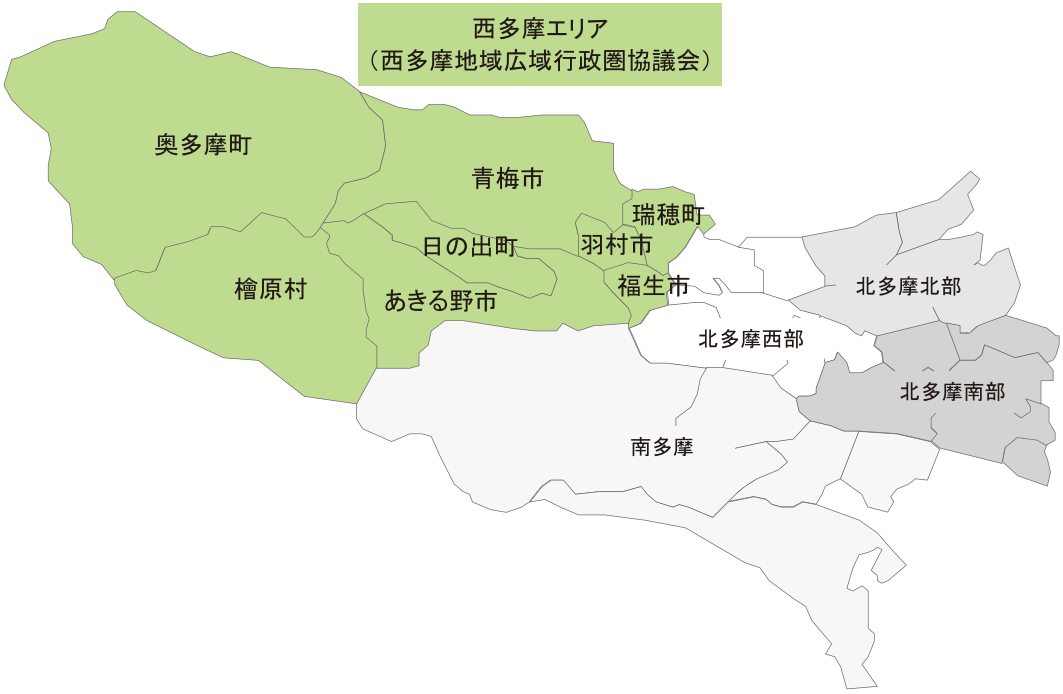
1　広域行政圏計画の策定と協議会の役割

西多摩地域の将来像「水と緑に恵まれた自然環境を生かしながら、地域の連携に基づく新たな活力と文化を創造する圏域」を目指します。

西多摩地域広域行政圏協議会は、圏域市町村が連携・協調して、その一体的な発展を図ることを目的に昭和 58 年に設立され、昭和 60 年には「水と緑に恵まれた自然環境を生かしながら、地域の連携に基づく新たな活力と文化を創造する圏域」を西多摩地域の将来像とする「広域行政圏計画」（基本構想・基本計画）を策定しました。

平成 21 年に国の広域行政圏施策※が廃止され、以後の広域行政圏は構成市町村が協議の上で自主的に継続するものとなりましたが、西多摩地域は広域連携を維持することを決定し、より効果的な連携・協調に向けて平成 23 年に広域行政圏計画を策定しました。以降、今日に至るまで広域行政圏計画に基づく、住民サービスの向上や福祉増進、人材育成、西多摩地域の魅力発信など、様々な広域連携事業を展開しています。

今後、さらなる人口減少・少子高齢社会を迎えようとしている中、西多摩地域が持続的な発展を遂げるためには、単独では解決が困難な課題や、広域的な行政課題を明確にした上で、一層効果的な連携の取組みが求められます。



広域行政圏協議会の役割

① 単独の自治体では解決が困難な課題への取組み
② 行政区域をまたがる広域的な行政課題への取組み
③ 連携により効果的・効率的な行政サービスの提供が可能となる取組み

2　計画の位置づけと目標年次

西多摩地域を一体的にとらえ、圏域の特性を踏まえた広域連携の推進に資する計画です。

西多摩地域広域行政圏計画は、今後の西多摩地域の連携した政策の方向性を明らかにすることを目的とし「西多摩地域を一体的にとらえ、圏域の特性を踏まえた広域連携の推進に資する計画」としています。

このため西多摩 8 市町村の長期総合計画※や各種計画との整合性を図りながら、連携して取り組むべき施策を主に掲げ、西多摩地域の発展を目指します。



（１）基本的な考え方

本計画の策定にあたっては、これまでの広域連携の実績や、未達成の取組みに加え、今後、顕在化する様々な行政課題、西多摩地域の将来像の実現に向けた、効果的な広域連携の視点について検討を行いました。

その結果、前計画で掲げられた連携テーマの必要性と継続の重要性から、4 つの連携テーマと施策展開の方向性を継承した上で、社会情勢の変化に伴い、内容の一部を改訂します。

（２）計画期間

令和 3 年度から令和 7 年度の 5 か年とします。

（３）計画の見直し

本計画は、背景となる社会情勢に変化があった場合など、必要に応じて見直しを行います。





西多摩８市町村の魅力発信イベント「西多摩フェア」

3　広域行政圏を取り巻く環境変化と課題

（1）少子高齢・人口減少社会の進行

① 将来の見通し

国立社会保障・人口問題研究所※が公表した東京都の将来推計人口によれば、2030 年をピークに人口減少に転じると見込まれており、本格的な人口減少・少子高齢化の到来によって、医療や介護等の社会保障関係経費は、今後ますます増大する見通しです。

市区町村の行政需要が今後さらに増大する一方で、生産年齢人口の減少に伴う経済・産業活動の縮小により、地方自治体の税収入は減少すると予想され、これまでどおりの方法では、安定的に行政サービスを提供し続けることが困難になる可能性があります。

② 西多摩地域の傾向

東京都が平成 30 年 11 月に公表した「見える化改革報告書（区市町村）※」によれば、西多摩地域の 30 年後の人口減少率は、檜原村、奥多摩町で特に高くなっていますが、8 市町村が実施した移住・定住促進の取組みによって、近年の人口減少率は抑制されています。また、西多摩地域の合計特殊出生率※は東京都の率を上回るものの、今後は年少人口の減少が続くと見込まれています。

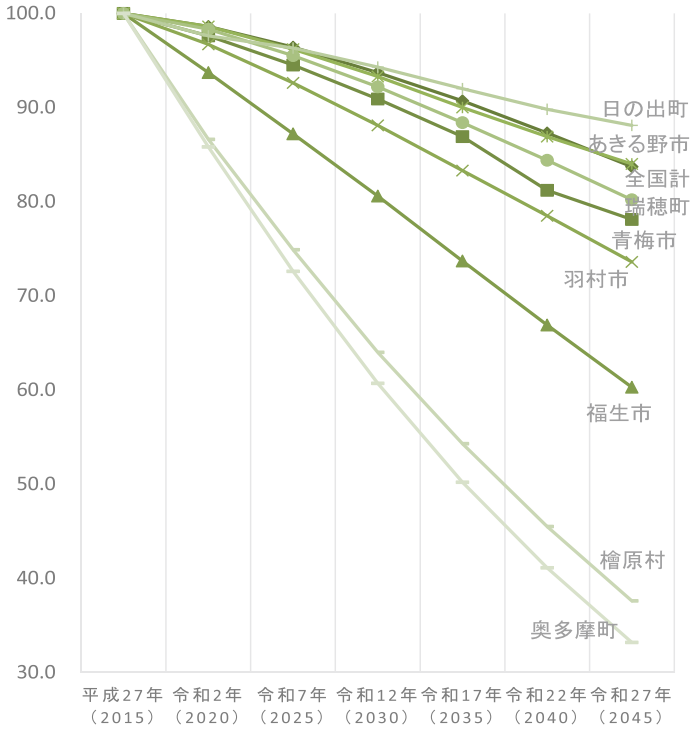
超高齢社会において、多様な住民ニーズに対応するためには、生産年齢人口の減少を視野に入れた上で、ICT※（Information and Communication Technology＝情報通信技術）の活用や、最先端技術の導入のほか、8 市町村の公共施設や行政サービスの連携、効果的な活用方法など、西多摩地域が一体となって、相互補完の関係づくりを進めることが重要です。

［西多摩の人口推計：総数（人）］

	平成27年（2015）	令和27年（2045）	人口増減率（%）（2015→2045）
全　国　計	127,095,000	106,421,000	△ 16.27
東京都計	13,515,271	13,606,683	0.68
西多摩計	390,897	296,392	△ 24.18
青　梅　市	137,381	107,329	△ 21.87
福　生　市	58,395	35,227	△ 39.67
羽　村　市	55,833	41,111	△ 26.37
あきる野市	80,954	67,970	△ 16.04
瑞　穂　町	33,445	26,822	△ 19.80
日の出町	17,446	15,364	△ 11.93
檜　原　村	2,209	830	△ 62.43
奥多摩町	5,234	1,739	△ 66.77

資料：国立社会保障・人口問題研究所公表資料により作成

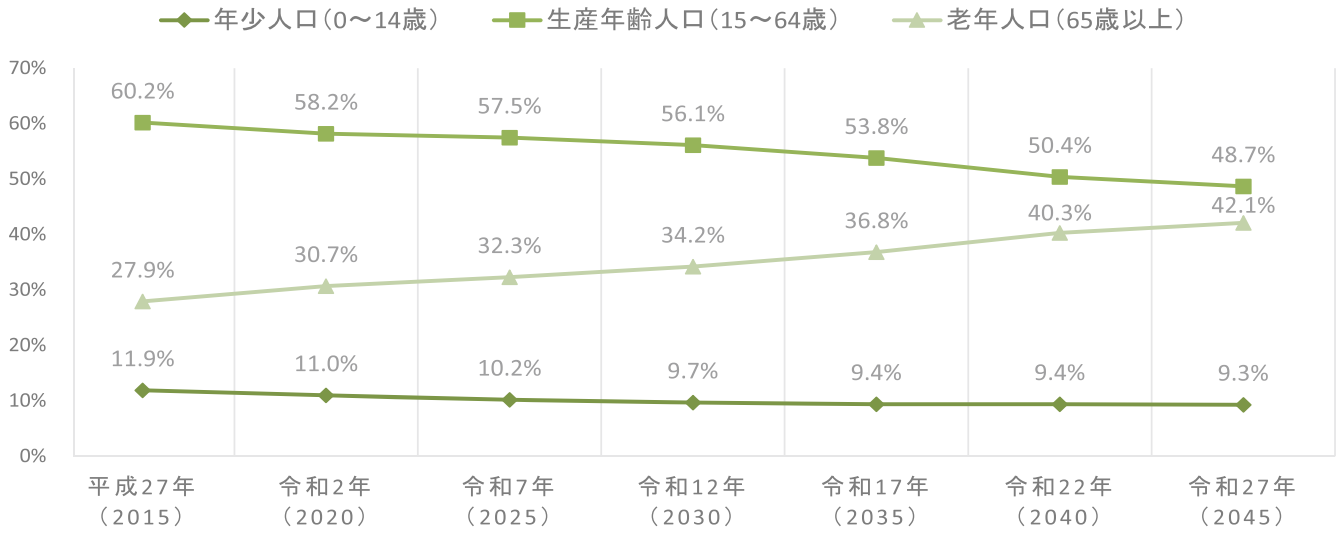
［西多摩の人口推計（平成 27 年＝100 とした人口指数）］



［西多摩の年齢別人口推計：（0-14 歳、15-64 歳、65 歳以上）（人）］

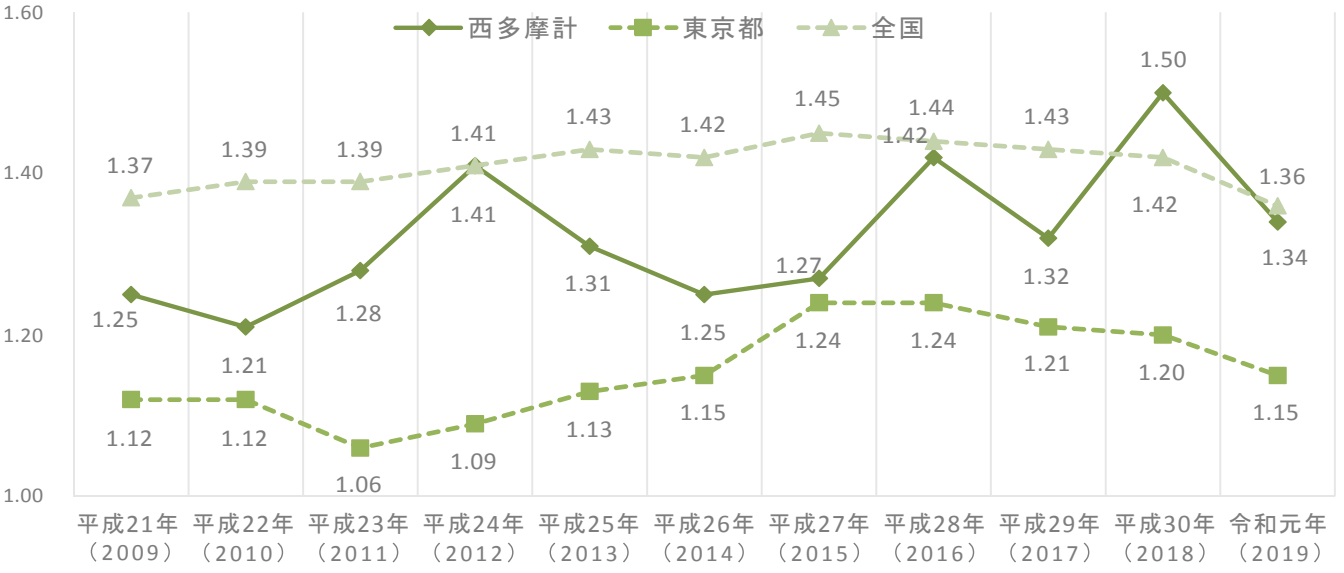
市町村名	平成27年(2015)							令和27年(2045)						
	総数	年少人口(0~14歳)		生産年齢人口(15~64歳)		老年人口(65歳以上)		総数	年少人口(0~14歳)		生産年齢人口(15~64歳)		老年人口(65歳以上)	
		総数	比率(%)	総数	比率(%)	総数	比率(%)		総数	比率(%)	総数	比率(%)	総数	比率(%)
青梅市	137,381	15,906	11.6%	82,807	60.3%	38,668	28.1%	107,329	8,930	8.3%	50,668	47.2%	47,731	44.5%
福生市	58,395	5,747	9.8%	37,013	63.4%	15,635	26.8%	35,227	2,061	5.9%	16,440	46.7%	16,726	47.5%
羽村市	55,833	7,267	13.0%	35,128	62.9%	13,438	24.1%	41,111	4,140	10.1%	21,174	51.5%	15,797	38.4%
あきる野市	80,954	10,766	13.3%	47,446	58.6%	22,742	28.1%	67,970	7,596	11.2%	33,971	50.0%	26,403	38.8%
瑞穂町	33,445	4,105	12.3%	20,567	61.5%	8,773	26.2%	26,822	2,419	9.0%	13,781	51.4%	10,622	39.6%
日の出町	17,446	2,236	12.8%	8,902	51.0%	6,308	36.2%	15,364	2,220	14.4%	7,367	47.9%	5,777	37.6%
檜原村	2,209	153	6.9%	1,016	46.0%	1,040	47.1%	830	41	4.9%	250	30.1%	539	64.9%
奥多摩町	5,234	335	6.4%	2,375	45.4%	2,524	48.2%	1,739	91	5.2%	570	32.8%	1,078	62.0%
西多摩計	390,897	46,515	11.9%	235,254	60.2%	109,128	27.9%	296,392	27,498	9.3%	144,221	48.7%	124,673	42.1%

［西多摩の年齢別人口の推移（%）］



資料：国立社会保障・人口問題研究所公表資料により作成

［西多摩の合計特殊出生率（人）］



資料：人口動態統計年報（東京都）により作成

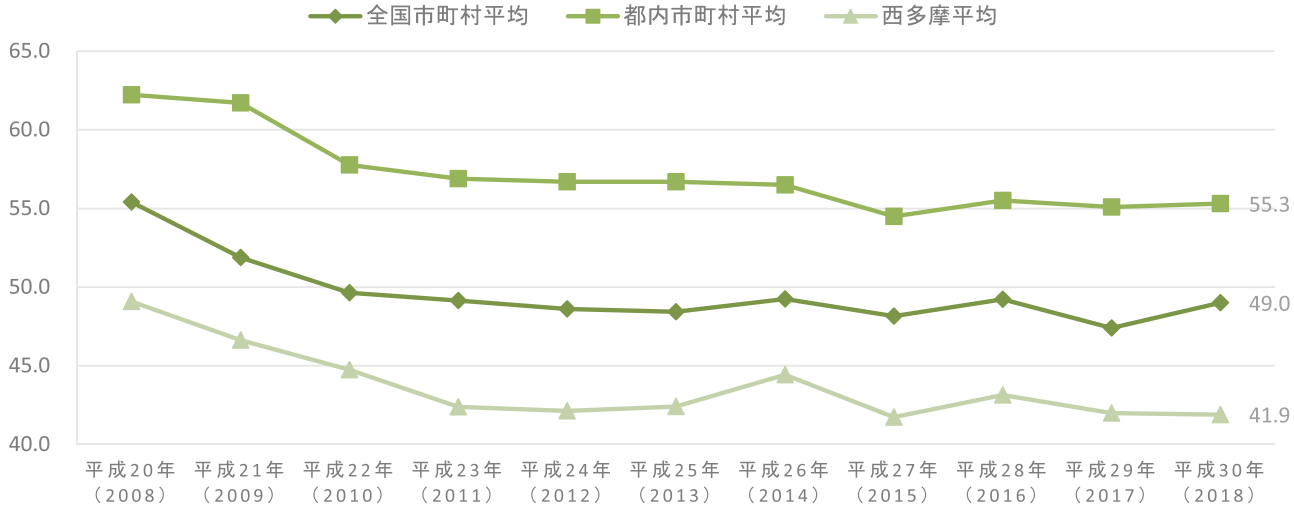
（２）厳しい財政状況

① 財政基盤

西多摩地域は、他の多摩地域と比較して自らの権限で収入し得る財源（自主財源比率）が低く、５割を下回ります。さらに高齢化の進行に伴って、医療・介護などの社会保障費用が含まれる民生費の増加が懸念されます。

今後さらなる行政需要の増大が見込まれる一方で、生産年齢人口の減少に伴う経済・産業活動の縮小によって、地方自治体の税収入は減少することが予測され、これまでの方法では、安定的に行政サービスを提供し続けることが困難になる可能性があります。

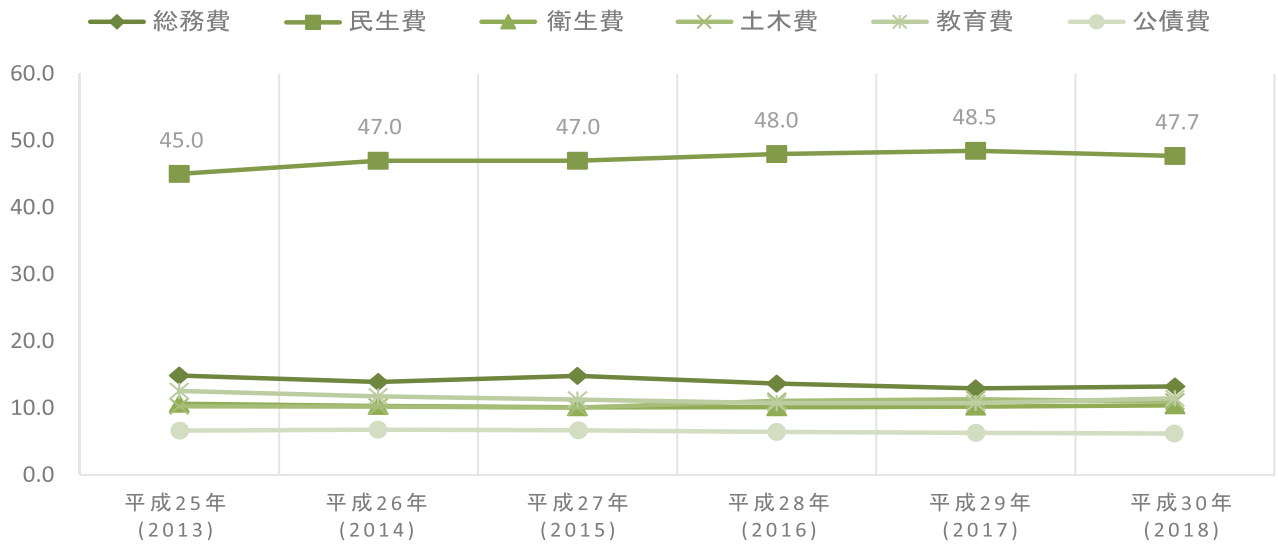
［西多摩の自主財源比率（%）］



歳入に占める地方税・分担金等・使用料・手数料・財産収入・寄付金・繰入金・繰越金・諸収入の比率

資料：総務省「市町村別決算状況調」により作成

［歳出総額に占める目的別経費割合の推移（%）］



資料：東京都総務局行政部市町村課「市町村決算状況調査結果」により作成

（３）住民ニーズの多様化・高度化

① 災害等への備え

近年、気候変動がもたらす影響は深刻さを増し、豪雨災害、河川氾濫、土砂災害の頻発など激甚化の脅威が高まっています。令和元年台風第 19 号では、西多摩地域も落橋や道路崩落、浸水など大きな被害を受けました。ソフト・ハード両面からの総合的な災害対策に加え、森林の荒廃による土砂の流出を防ぐための森林の適正な維持・管理が求められます。



令和元年台風第 19 号による道路崩落
（あきる野市養沢）

また、地震や台風、大雪などの自然災害だけでなく新型コロナウイルス感染症※（COVID-19）などの感染症や、若年層や高齢者をターゲットにした特殊詐欺など、新たな危機に対する備えも必要です。

② 公共交通の充実

西多摩地域にはＪＲ青梅線、五日市線、八高線が走り、住民にとって日常生活を支える重要な移動手段となっていますが、近年のダイヤ改正により、運行本数が削減され、通勤・通学をはじめとする住民の日常生活と事業者の経済活動に大きく影響しています。運行本数の確保に加えて、利用者の利便性向上やバリアフリー化が図られるよう、連携して関係機関へ要望を行うなど、改善に努めていくことが重要です。

また、交通不便地域における交通弱者や、高齢ドライバー対策として、自動運転などの最新技術を活用した交通手段の導入検討のほか、路線バスの維持・利用促進に向けた取組みも必要です。

③ 多文化共生の実現

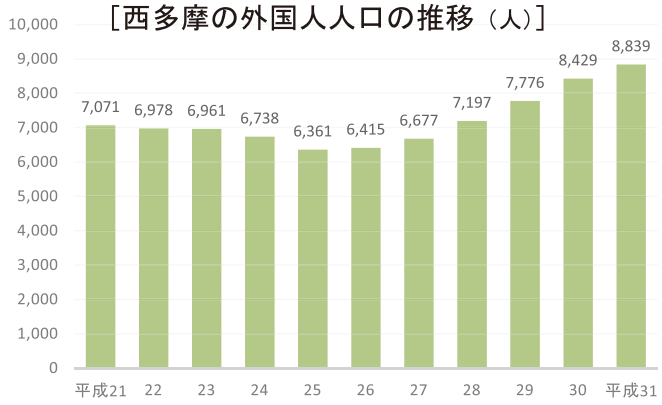
様々な背景や価値観を持つ人が、違いを認め合いながら支え合い、相互理解を深めるとともに、誰もが安心、快適に暮らせる地域づくりが求められています。



福生七夕まつり

また、国際化の進展によって西多摩地域にも外国籍の住民が増加しており、日本人と外国人が共に安心して生活できる地域を目指すとともに、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を契機として、国際意識を持った人材を育成していく必要があります。

これを実現するためには、自治体のみならず地域コミュニティと連携するなど、地域の目線から多文化共生※の取組みを展開していかなくてはなりません。



資料：多摩地域データブック（東京市町村自治調査会）により作成

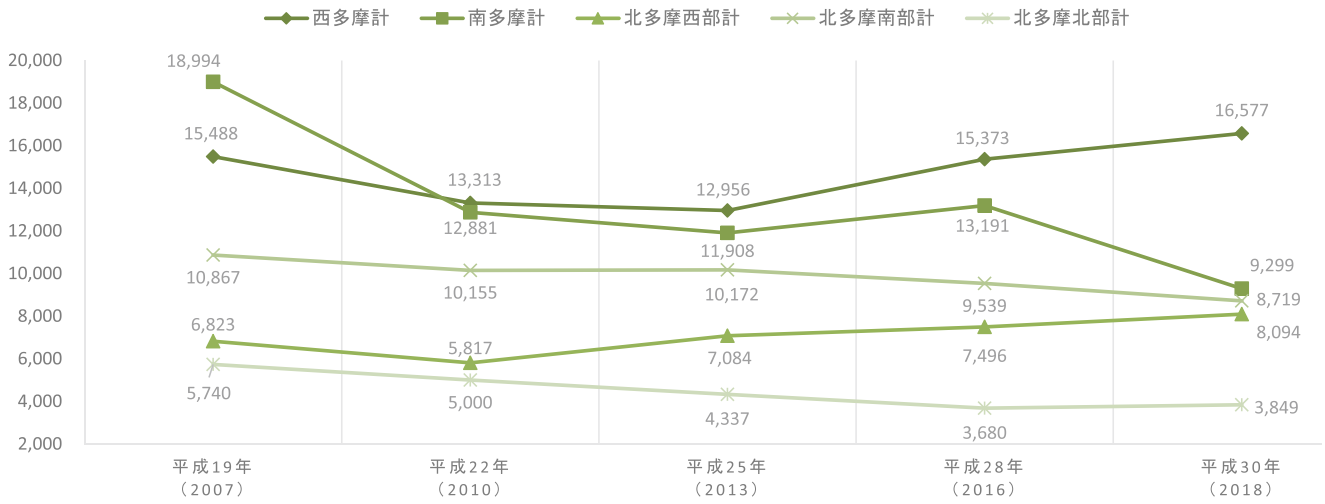
（４）定住圏としての活力の維持と創出

① 産業の特徴

西多摩地域の産業は、製造業の割合が高く、製造品等の出荷額は多摩地域内最大です。過去 15 年の製造品出荷額の推移では一時、約 2 割ほど落ち込みましたが、近年はほぼ同水準に回復しており、今後も地域産業の活性化を図っていく必要があります。

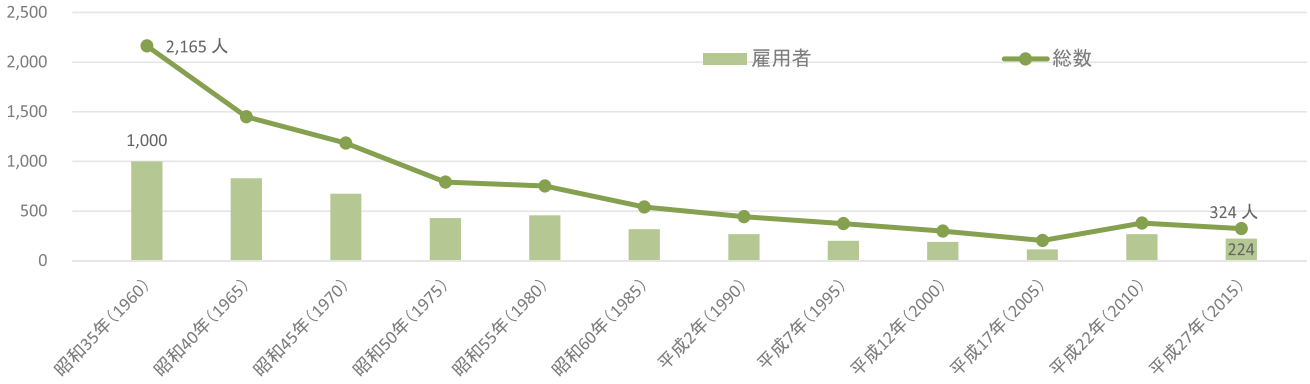
一方、かつて山間部で盛んだった林業は、事業者や従事者が減少しています。平成 26 年に、多摩産材※の利用拡大を目的として「多摩産材情報センター」が青梅市に開設されました。多摩産材の活用促進に加えて、林業事業者の担い手確保や経営力の強化、持続可能な林業の振興に一層取り組んでいくことが求められています。

［西多摩の製造品出荷額（億円）］



資料：工業統計（経済産業省）により作成

［林業就業者数の推移（東京都）（人）］



出典：東京都の森林・林業（令和元年度版）（東京都）



羽村市の産業地域



森を育てる楽しさを知る林業体験（奥多摩都民の森）

② 雇用環境

近年、西多摩地域から大規模工場の撤退が相次ぎ、平成 28 年には富士通あきる野テクノロジーセンターが、平成 29 年には東芝青梅事業所が撤退するなど、産業の衰退が懸念されましたが、現在は大規模工場の跡地に大型物流施設や、研究施設などが立地しています。

西多摩地域（ハローワーク青梅管内）の有効求人倍率は、他の多摩地域の求人倍率を上回っているものの、平成 30 年からほぼ横ばいの状況です。このため、比較的求人の多い職種や今後の成長分野を含めた雇用促進の取組みを進め、移住・定住の促進と地域の活性化につなげていくことが求められます。

	平成30年4月		平成31年4月		令和2年4月	
	フルタイム	パートタイム	フルタイム	パートタイム	フルタイム	パートタイム
立　　川	0.65	0.65	0.69	0.93	0.61	0.79
八 王 子	0.67	0.67	0.74	0.77	0.60	0.74
青　　梅	0.97	0.97	0.95	1.26	0.81	1.32
多摩合計	0.78	0.78	0.81	1.18	0.70	0.91

出典：東京ハローワークホームページ

③ 定住促進

働き方改革や、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の影響によって ICT を活用したテレワーク※やリモートワーク※を積極的に取り入れる事業者が増えています。また、「大都市圏から 3 つの密※（密閉・密集・密接）の少ない地域への移住の関心が高まった」とも言われています。

「新しい生活様式※」として、暮らしや企業活動のあり方が見直される中、西多摩地域の特徴である豊かな自然との共生、子育て支援の充実、製造業の集積などの強みを生かし、安全・安心で誰もが暮らしやすいまちづくりを進めるとともに、地域の特性を踏まえた働き方を推進するなど、西多摩地域への移住・定住を一層促進する必要があります。



ふれあいひろば（福生市）



地域おこし協力隊（檜原村）



わさび田復活プロジェクト（檜原村）

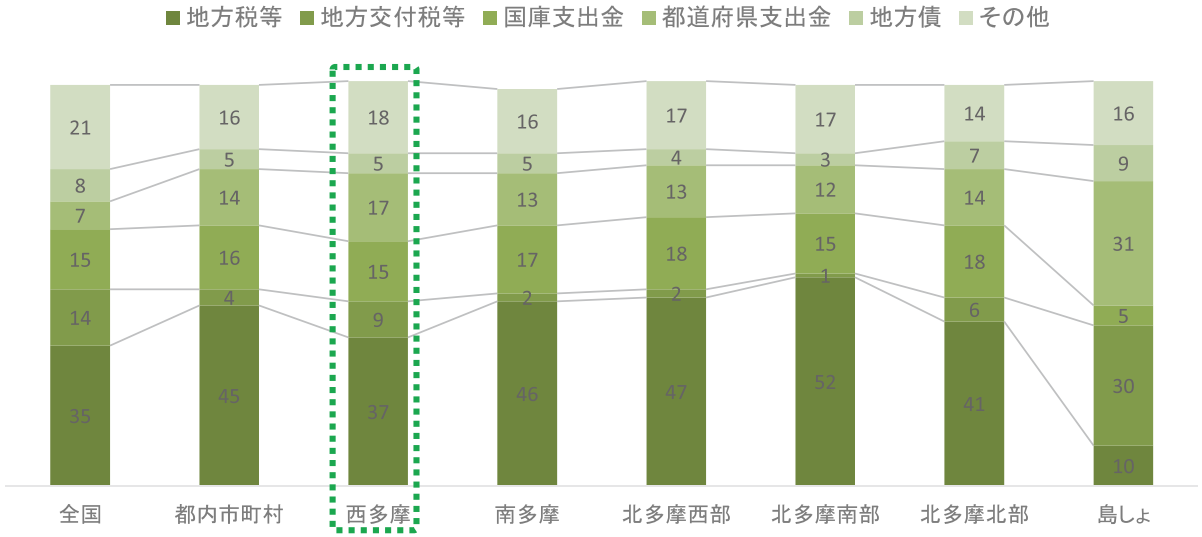
（５）行政経営の自立性・持続性の確保

① 行政経営

少子高齢化の進行によって、人口構造は大きく変わりつつあります。生産年齢人口の減少により、税収の不足が懸念される一方で、高齢化の一層の進行によって社会保障費が大幅に増加するなど、地方自治体の財政状況は厳しくなると見込まれます。

「地域の持続性を高めるため行政サービスの提供に必要な経営資源をどのように確保していくのか」という課題に対しては、事務の共同処理や委託、民間・地域との連携、民間サービスの活用なども含め、従来とは異なるアプローチが必要です。

［歳入の内訳（%）］



資料：平成 30 年度 市町村決算状況調（総務省）により作成

② 公共施設

市町村が保有する多くの公共施設は、高度経済成長期に整備され、急速に老朽化が進んでいます。施設の安全性を確保するためには、計画的な維持・更新を進めていかなくてはなりません。

さらに厳しい財政状況の中、広域連携による公共施設の適正配置の検討が求められています。利用者数や利用者の範囲、将来の見通し等を考慮した上で、集約や複合化、類似施設の機能分担、機能連携などに取り組む視点も重要です。

また、道路やトンネル、橋梁などのインフラも本格的な修繕が必要な時期にさしかかっています。日常的なパトロールによる異常の確認や、軽微な劣化の修繕など市町村が連携しながら、職員の技術力や専門知識の向上を図るなど、道路や橋梁などを良好な状態に保つことも必要です。



昭和 49 年に開館した青梅市郷土博物館



道路橋梁８市町村合同直営模擬点検（青梅市黒沢川）

（６）その他、進行しつつある変化と変革

① 循環型社会の構築（SDGs※の実践）

世界共通の目標である SDGs（Sustainable Development Goals ＝ 持続可能な開発目標）を地域で実践するためのビジョンである「地域循環共生圏※」を西多摩地域で実現する視点も必要です。

豊富な森林資源に恵まれる西多摩地域の特性を生かし、循環資源や自然資源を活用した地域産業の活性化のほか、西多摩地域そのものを「脱炭素型地域※」としてブランド化するなど、持続可能な地域づくりが期待されています。



SDGs（エスディージーズ）とは Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）の略称で 2015 年の国連サミットで採択された国際社会共通の目標。「貧困をなくそう」「すべての人に健康と福祉を」「気候変動に具体的な対策を」など 17 の大きな目標と、それを達成するための具体的な 169 のターゲットで構成される。

② 多様な主体との連携

人口減少社会において、全ての住民サービスを自治体だけで提供し続けていくことは困難です。限られた地域資源を有効に活用する観点から、民間企業や地域コミュニティ等との連携を図り、安全・安心・快適な暮らしを支えていくことが重要となっています。

また、安心して暮らせる地域づくりを進めるためには、これらを支えるコミュニティの再生を支援していかなくてはなりません。

③ ICT（情報通信技術）の活用

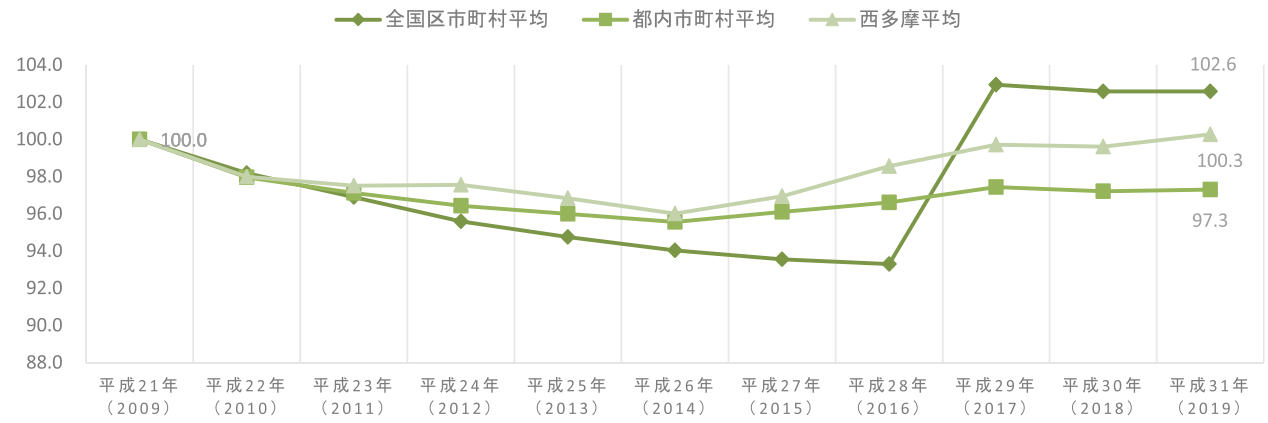
行政の日常業務においても、長時間労働の改善や多様な働き方の実現等、働き方改革の推進が求められています。一方、ICT の分野では AI※（Artificial Intelligence ＝人工知能）の活用分野の拡大と実用化への期待が高まっており、今後、AI や RPA※（Robotic Process Automation ＝コンピューター上で行われる業務プロセスや作業を人に代わって自動化する技術）を活用した行政サービスの向上や業務の効率化・自動化の可能性について検討する必要があります。

また、IoT※（Internet of Things＝モノのインターネット）時代における「５Ｇネットワーク※（第 5 世代の移動通信システム）」の実現は、ICT 教育や遠隔医療、自動運転、ドローンを活用した災害対策など、西多摩地域の課題を解決する上で、大きな鍵を握っています。

④ 自治体職員の業務効率化

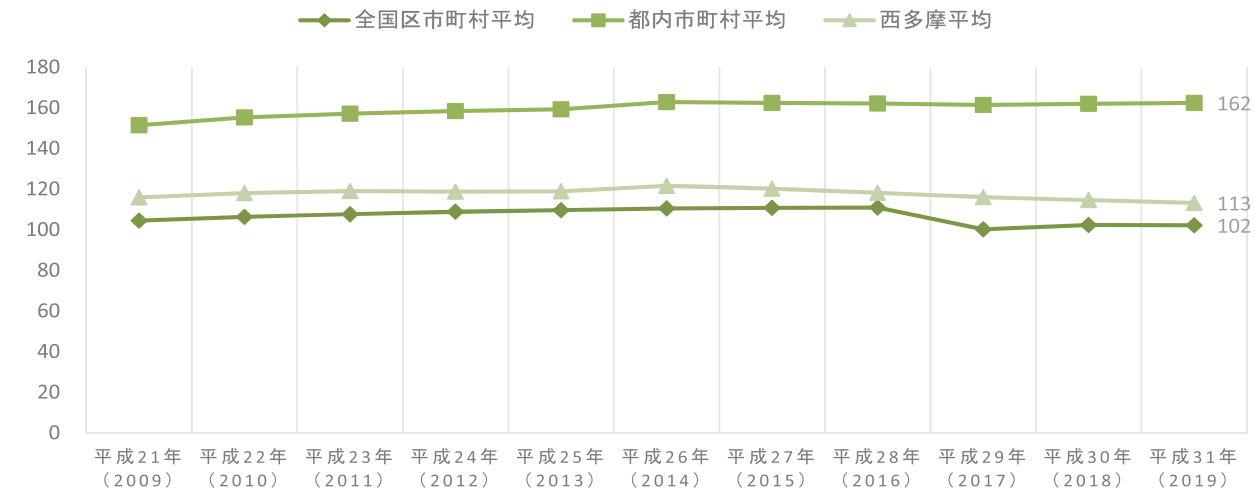
行財政運営に必要な経営資源に厳しい制約がある一方、高齢者向けサービスの充実や、インフラの更新など、さらなる行政需要の増加が見込まれます。安定的・持続的に行政サービスを供給するには、自治体職員の業務の自動化や省力化を図るなど、少ない職員でも効率的な事務処理が可能な体制を構築する必要があります。

[職員数の推移（平成 21 年＝100 とした場合）]



資料：総務省「地方公務員定員管理調査」により作成

[職員一人当たりの人口（人）]



資料：全国区市町村人口：総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数（平成 31 年 1 月 1 日現在）」
都内市町村人口：東京都「住民基本台帳による世帯と人口（平成 31 年 4 月 1 日現在）」により作成



職員業務の自動化（マイナンバーの設定）（瑞穂町）



アプリを活用した多言語 AI チャットボット（福生市）

（７）国や東京都の動向・政策方針

① 国の動向（地方制度調査会）

国は平成 29 年 10 月に「自治体戦略 2040 構想研究会※」を立ち上げ、人口減少下において、地方自治体が持続可能な形で住民サービスを提供し続けるための自治体のあり方を検討し、平成 30 年 7 月に報告書をまとめました。この報告書では、新たな自治体行政の基本的な考え方として「AI やロボティクスを活用したスマート自治体※への転換」「フルセット主義※からの脱却」「都道府県・市町村の二層制の柔軟化」「新しい公共私の協力関係の構築」などを打ち出しています。

さらに同月、地方制度調査会※において、複数の市町村でつくる「圏域」を新たな行政主体とする検討を始め、令和元年 10 月には「地域の枠を越えた基礎自治体による行政サービスの提供体制は、引き続き各市町村で基礎自治体として担うべき役割を踏まえ、自主的な市町村合併、市町村間の広域連携、都道府県による補完など多様な手法の中から最も適したものを自ら選択できるようにすることが適当である」と答申しています。

国の取組みは、地方自治体の可能性・多様性を広げる一つの方策である一方、「地方自治」はあくまで、住民の意思に基づきなされるべきであり、国が示す「圏域」も選択肢の一つではありますが、今後の自治体運営をどうすべきかについては、地方分権の考えのもと、団体自ら決めることが重要です。

② 東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会の延期

新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の感染拡大に伴い、令和 2 年 3 月に「東京 2020 大会」の 1 年延期が発表されました。オリンピック・パラリンピックは史上初の延期となり、大規模イベントの開催に伴う感染症対策をはじめ、開催に向けて新たに克服すべき課題が生じました。



キルギス共和国男子柔道ナショナルチーム
事前キャンプ（羽村市）

「国民・都民から理解を得るべく、競技と選手に重点を置きつつ、サービス水準の見直しを含んだ効率化・合理化を進める。」との原則を踏まえつつ、西多摩地域においても、構成市町村の一体的な取組みによってインバウンド※の拡大や新たな雇用の創出、若者の国際交流の促進など、大きな効果へとつなげていくことが重要です。

③ 新しい生活様式

新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の感染拡大は、世界に甚大な影響を与えました。テレワークなどの新しい働き方が普及し、日常生活においても感染症対策を念頭に置いた生活様式が定着することが予想されます。

新型コロナウイルス感染症(COVID-19)は、影響の長期化も懸念されています。今後は、国が示す「新しい生活様式」、東京都の「新しい日常※」など、住民一人ひとりが日常生活の中で、感染症の感染拡大防止対策を実践していかなければなりません。

④ 圏央道の全線開通と効果

首都圏三環状道路※の最も外側にある圏央道（首都圏中央連絡自動車道）は、都心から約 40～60km の圏域を環状に連絡する総延長約 300km の道路として整備が進められ、平成 29 年 2 月の茨城県区間の全線開通によって、東名高速、中央道、関越道、東北道、常磐道、東関東道の 6 つの高速道路が圏央道によって結ばれました。

圏央道は、首都圏の渋滞緩和や、業務核都市※（横浜・八王子・青梅・川越・つくば・成田等）、横浜港、成田空港等と連絡する広域物流ネットワークの形成、都心に集中する業務機能を適切に分散させるほか、地域開発を促進するなど首都圏のさらなる発展に重要な役割を担っています。



圏央道 青梅ＩＣ~日の出ＩＣ開通プレイベント
（平成 14 年）



圏央道 日の出インターチェンジ付近



箱根ケ崎方面延伸事業化に向け調査・設計等に
着手する多摩都市モノレール

⑤ 多摩都市モノレールの延伸

多摩都市モノレールは、多摩地域南北の公共交通網の充実や自立性の高い地域形成を図ることを目的に、全構想路線の一部が平成 10 年 11 月に開業しました。

令和 2 年 1 月、東京都は東大和市、武蔵村山市、瑞穂町にまたがる約7kmの区間について、箱根ケ崎方面への延伸事業化に向けた調査・設計等に着手すると発表しました。開通後はＪＲ立川駅や、小田急線・京王線の多摩センター駅などへの利便性の向上と、新駅周辺のにぎわいの創出が期待されます。

⑥ 広域的な防災力の向上（孤立集落の防止）

地震や土砂崩れ、雪害など災害時の道路閉塞等に備えた代替ルートとして、東京都は多摩川南岸道路（奥多摩町）や、秋川南岸道路（檜原村～あきる野市）、（仮称）梅ケ谷トンネル（日の出町～青梅市）などの整備事業を進めています。

災害時の迂回ルートを確保することで、集落の孤立化を防止することになり、地域の防災力が飛躍的に向上するとともに、生活圏が拡大することで、産業や観光の振興も図られることになります。



令和元年台風第 19 号の影響で通行不能となった都道
住民約 200 人が孤立した（日の出町）

⑦ 東京都の長期ビジョン

東京都は令和元年 12 月に「未来の東京 戦略ビジョン※」を策定し、目指す 2040 年代の東京の姿（ビジョン）と 2030 年に向けた 20 の戦略を提示しました。この中で「多摩・島しょ振興戦略」では、交通ネットワークの強化、防災力向上、観光振興、自然環境の保全と共生、医療の充実など 18 のプロジェクトに取り組むことが掲げられています。

多摩・島しょ地域産業振興プロジェクト	TOKYO スマート・スクール・プロジェクト
「GLOBAL Student」プロジェクト	多摩・島しょ農林水産業プロジェクト
新たな時代の働き方支援プロジェクト	地域特性に応じたスマートなまちづくりの展開
多摩・島しょの交通ネットワークの強化	多摩・島しょの防災力向上
移動困難者の生活サポートプロジェクト	人や地域に注目した住生活充実プロジェクト
まちづくり推進コンシェルジュの創設	多摩・島しょ地域観光振興プロジェクト
緑あふれる東京プロジェクト	多摩・島しょにおける自然の保全・共生
貴重な自然の恵みや価値に関する情報の発信	多摩・島しょにおける医療の充実
島しょの魅力創出	ICT を活用した島しょ地域の社会課題の解決

⑧ 多摩振興の方向性

東京都が平成 29 年 9 月に策定した「多摩の振興プラン※」では、2020 年の先を見据えた目指すべき地域像として「安全・安心・快適な生活環境の確保」や「道路交通ネットワークの充実」「産業振興による地域活性化」などが掲げられています。

これらの地域像の実現に向け「都と市町村等との連携・協力」のほか「市町村間の広域連携、多様な主体との連携」として、市町村間での広域連携の取組みや広域行政圏の枠組みを活用した連携の重要性、多様な主体との協働連携、さらに「広域連携や多様な主体と連携した取組みについて多摩地域全体に広まっていくことが望ましく、こうした取組みを展開する市町村に対し、都として必要な支援を行う」ことが示されています。

（目指すべき地域像）





出典：
多摩の振興プラン
平成 29 年 9 月
（東京都）

4　広域連携の視点と４つの連携テーマ

本計画では「３　広域行政圏を取り巻く環境変化と課題」を踏まえ、連携を進める上で重要となる以下の３つの視点を重視して、広域連携の４つのテーマと目標を設定しています。

連携の視点①　持続可能な圏域づくりに向けた連携

広域的な行政課題には、生活圏を一にする市町村が連携して対応することが必要です。西多摩地域全体の魅力と自立性を高め、持続可能な圏域づくりに向けた連携を進めます。

連携の視点②　行政需要の変化への対応

行政需要の変化を受け止め、安定的な行政サービスを提供していく必要があります。連携・協力・民間活用など必要な資源を今後どのように確保していくかが求められます。

連携の視点③　首都圏・都心部と西多摩圏域の交流促進

西多摩地域の活性化のためには、首都圏・都心部との交流を促進する必要があります。西多摩地域の豊かな自然や地域資源を活用し、ゆとりある暮らしを求めるニーズへの対応を図ります。

西多摩地域　広域連携の４つのテーマ

1　西多摩地域のブランド育成とプロモーションの推進

2　西多摩の森を生かした持続可能な地域づくり

3　安全・安心・快適な暮らしを支える行政サービスの広域化

4　明日の西多摩を支えるひと・組織の育成・活用

Ⅲ　西多摩地域の４つの連携テーマとその展開方策

各テーマの構成

各テーマでは、現状と課題、広域連携の目標、行政圏の取組みなど、下図の構成で示しています。

●現状と課題　●これまでの主な取組み

現状と課題等を整理し、目標を設定

●広域連携の目標

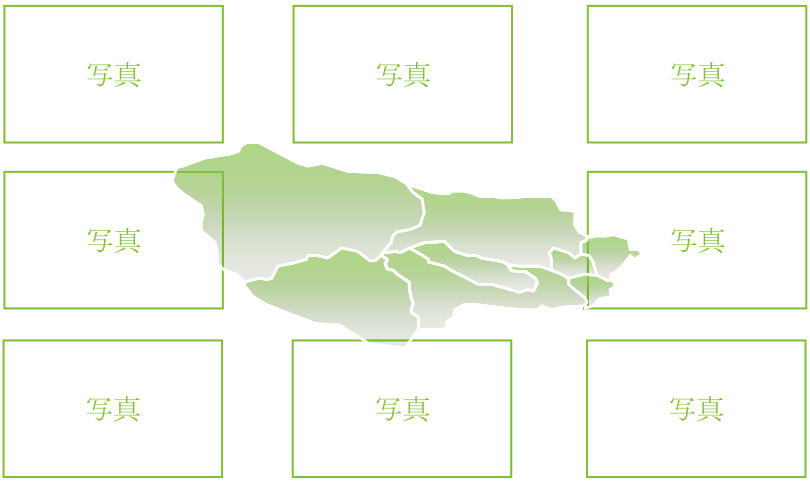
目標を実現するための取組みを明示

●広域行政圏の取組み（今後５年間の取組み内容）

広域行政圏の取組みに基づいた構成市町村における取組みを提示

●構成市町村の取組み

地方創生に関連する取組み
連携・協調の取組み（可能性の例示）
関連の深い基本的な施策（例示）



テーマに関連する写真とコラム

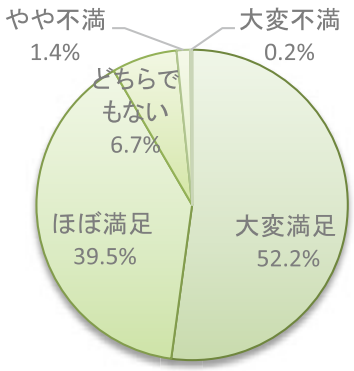
1　西多摩地域のブランド育成とプロモーションの推進

●現状と課題

○ 西多摩地域は豊かな自然や文化などの観光資源に恵まれ、来訪者の満足度は高く、都心から１時間強という距離のため、観光客の多くは日帰り旅行となっています。

豊かな自然に恵まれ観光のポテンシャルが高い一方、西多摩地域入込観光客数調査※では、体験型レクリエーションの開発や、景観を生かしたコース整備などに関する意見が多く、西多摩地域の観光振興を進めるためには、これらの課題解決に加え、日帰り客の拡充や、的確な情報発信を行うことが重要です。

［西多摩への来訪者の満足度］



出典：西多摩地域入込観光客数調査（行政圏）

○ 製造品等の出荷額は、多摩地域内で最大となっており、圏央道の開通によって各方面へのアクセスが向上しました。西多摩地域への企業誘致と一層の産業活性化のためには、他地域との差別化を図っていく必要があります。

また、青梅市、あきる野市、瑞穂町、日の出町では、市街化調整区域※内の一部が、農業振興地域※として指定されており、意欲ある農業者への支援が求められます。



甘味が強く粒が大きい秋川とうもろこし

○ 新型コロナ禍における移住意向調査（注）では移住を考えたきっかけとして「自然環境の良さ（49.3%）」「静かな環境（41.1%）」「都会でできないライフスタイルへの憧れ（39.3%）」など「環境」への注目が高まっています。西多摩地域の個性や魅力を生かした移住・定住促進の方策を検討する必要があります。

（注）新型コロナ禍における移住意向アンケート（令和２年５月）認定NPO法人ふるさと回帰支援センター※



野生の鹿やイノシシなどのジビエ料理

●これまでの主な取組み

○ 西多摩地域入込観光客数調査（５年毎に調査）
○ 西多摩地域魅力発信ＰＲ（西多摩フェアほか）
○ 移住・定住促進（ふるさと回帰フェアほか）



西多摩フェア（イオンモール日の出）

●広域連携の目標

多様な資源を生かした地域ブランドを育成する

○ 自然・歴史・文化・景観・温泉・魅力ある商店街など、構成市町村のそれぞれの地域資源を生かした「広域観光ネットワーク※」の形成を進める。

○ 健康・食育・学習体験など魅力ある付加価値をもつ観光・滞在メニューの創出や地域ブランドの育成、販路拡大等のプロモーションを進める。

○ 圏央道の効果を生かした産業活性化や企業誘致、起業促進などを連携して進めることで、地域全体の雇用創出や活性化、財源確保につなげる。

○ 「新しい生活様式」として、暮らしや企業活動のあり方が見直される中、西多摩地域の強みを生かして移住・定住を促進させる。

●広域行政圏の取組み



（今後５年間の取組み内容）

施策	事業例
1-1 観光を振興する	
○ 広域観光ルートの開発 ○ 新たな観光プログラムの開発 ○ 公共交通と連携した観光客の誘致 ○ 入込観光客数調査の充実	● 自然・温泉・食など地域資源を生かしたルートの設定 ● 各種団体・商店街等と連携した観光まちづくりの推進 ● 西多摩地域の魅力をアピールする体験型コンテンツの開発 ● 農業・林業等と連携したグリーンツーリズム※の推進 ● 公共交通と連携した地域資源の発掘、名産品の販売 ● 公共交通の充実、観光列車の運行等利用促進の取組み ● モバイル統計※など GPS※を活用した調査実施の検討
1-2 魅力を発信する	
○ 西多摩地域の魅力の一体的な情報発信力の強化 ○ 外国人観光客の受け入れ体制整備	● 各種イベント出展、西多摩観光情報 Web の構築 ● 西多摩ロケーションサービス※の事業化検討 ● 外国人観光客へのプロモーション、インバウンド対策
1-3 地域ブランドを育成する	
○ 地域資源を生かしたブランド育成と産業創出 ○ 広域観光施策の研究	● 西多摩ブランドの確立と国内外への認知度向上 ● 「西多摩産」農林水産物の PR ● 西多摩地域における広域観光圏※設立の調査・研究
1-4 移住・定住を促進する	
○ 移住定住促進プロモーション ○ 地域で働ける雇用促進の取組み	● 地域資源を活用した「ゆとりある暮らし」の提案 ● 地域の特性を踏まえた働き方の推進と就業支援

（中・長期的に取り組む検討課題）

- 他圏域との相互連携の推進
- 道路・交通ネットワークを軸とした首都圏レベルの連携協議の場づくり

●構成市町村の取組み

地方創生に関連する取組み

○ 広域観光の推進、地域の魅力等の情報発信　○ 観光プロモーションの推進
○ 地域資源の活用　○ 起業・創業支援、企業の人材育成支援

連携・協調の取組み（可能性の例示）

○ 自然・景観・文化など地域の資源を生かした広域観光ルートやイベントの実施
○ 豊かな自然を生かした体験・学習、健康づくり施策の展開と連携
○ 外国人観光客を対象としたプロモーション※と受け入れ体制等の検討
○ 食材・多摩産材等西多摩ブランドの付加価値向上と安定供給体制強化
○ 商工会議所・商工会等関係機関と連携した企業誘致活動
○ 日本遺産認定※に向けた広域連携による検討

関連の深い基本的な施策（例示）

○ 市街地整備　○ 交通・通信基盤の整備　○ 生活基盤施設の整備
○ 商業振興　○ 工業振興　○ 観光振興　○ 定住促進　○ 農林業振興



東京都で初となる
「森林セラピー基地」に認定（奥多摩町）



外国人観光客も多く訪れる
関東随一の霊場「武蔵御嶽神社」（青梅市）



シクラメンの生産農家が軒を連ねる
通称「シクラメン街道」（瑞穂町）



国家戦略特区※認定事業
「じゃがいも焼酎」製造（檜原村）





羽村のお米と水で
造ったお酒（羽村市）



梅雨空に一万株が咲き乱れる
「南沢あじさい山」（あきる野市）



町の特産品として人気
「日の出トマト」（日の出町）



地元の工場で作られたソーセージを使用
人気の「福生ドッグ」（福生市）

西多摩地域の主な観光地とイベント





① 市民マラソンの草分け
「青梅マラソン大会」



② 梅の里「吉野梅郷」



③ 苔むした岩と清流
「ロックガーデン（御岳山エリア）」



④ 起源は仙台の七夕
「福生七夕まつり」



⑤ 異国情緒あふれる
「国道 16 号沿い」



⑥ 武蔵野の面影を残す
「文化の森」



⑦ チューリップが咲き誇る
「根がらみ前水田」



⑧ 約 200 本の桜が咲き誇る
「羽村堰」



⑨ 動物とふれあう
「羽村市動物公園」



⑩ 緑豊かな山々に囲まれた
「瀬音の湯」



⑪ 秋川渓谷の絶景「石舟橋」



⑫ 川遊びが大人気
「秋川橋河川公園」



⑬ カタクリの群生
「さやま花多来里の郷」



⑭ 関東の富士見百景
「六道山公園」



⑮ 緑あふれる公園
「みずほエコパーク」



⑯ 大都会の眺望が楽しめる
「日の出山」



⑰ 美肌の湯「つるつる温泉」



⑱ 渓流釣りが楽しめる
「さかな園」



⑲ 体験型の自然公園
「檜原都民の森」



⑳ 檜原街道沿い公共温泉
「数馬の湯」



㉑ 日本の滝 100 選「払沢の滝」



㉒ 関東随一の規模「日原鍾乳洞」



㉓ 奥多摩温泉源泉 100%
「もえぎの湯」



㉔ 東京都の貴重な水源
「奥多摩湖」

福生七夕まつり（福生市）

福生の夏の風物詩である「福生七夕まつり」は、福生駅西口を中心に行われる七夕まつりです。

起源は仙台の七夕まつりと言われ、第二次世界大戦の空襲で一面焼け野原になった仙台市で、商店前に大きな竹を立て、くす玉を飾って七夕まつりを行っているのを見た当時の福生町の職員が感動し、その想いが福生七夕まつり誕生のきっかけとなり、昭和 26 年に始まりました。

商店街のお店が工夫を凝らし、丹精込めて作り上げた色とりどりの七夕飾りが通りを覆いつくし、約８０店舗にもおよぶ市民模擬店には、普段なかなか食べることのできない多国籍なグルメの店が並びます。異国情緒あふれる福生ならではの七夕まつりをお楽しみください。



福が生まれる星まつり「福生七夕まつり」

奥多摩湖（奥多摩町）

奥多摩湖は、東京都奥多摩町、山梨県丹波山村・小菅村にまたがる人造湖で、正式名称を小河内貯水池（おごうちちょすいち）と言い、我が国最大級の水道専用貯水池です。東京都の貴重な水源として総貯水量１億 8000 万トン、都民の利用する水の約２割を供給しています。

奥多摩湖には、通称「ドラム缶橋」と呼ばれる浮橋が２つかけられ、青梅街道と奥多摩周遊道路を結んでいます。木々や周辺の山稜を映す湖面は静寂に満ち、桜、新緑、紅葉、冬景色に加え、湖畔には「山のふるさと村」や「水と緑のふれあい館」などの様々な観光施設、歴史を今に伝える史跡や、懐かしいたたずまいを残す家並みもあり、１年を通じて首都圏のオアシスとして親しまれています。





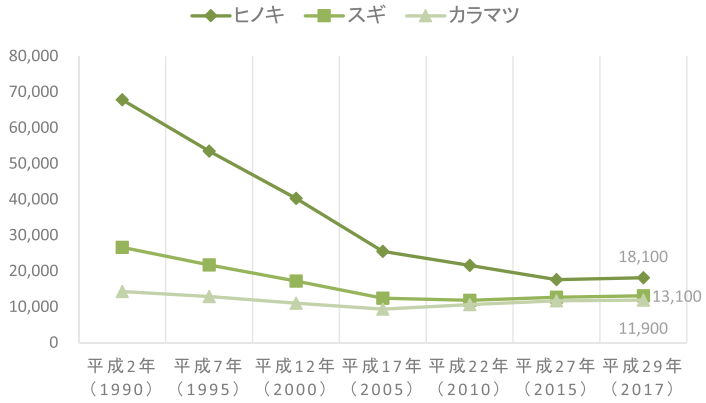
四季折々に美しい表情をみせる奥多摩湖

2　西多摩の森を生かした持続可能な地域づくり

●現状と課題

○ かつて盛んだった林業は、従事者の減少、また長期に渡って木材価格が低迷する中、木材の販売額だけでは伐採の搬出経費さえも賄えないことが多く、林業経営は厳しい状況に置かれています。森林の荒廃による土砂の流出を防ぐためにも、森林の適正な管理が求められており、市町村における森林間伐や、木材利用の促進に関する費用として、令和元年度から「森林環境譲与税※」が譲与されました。令和 6 年度からは、個人住民税均等割と併せて一人年額 1,000 円が「森林環境税※」として課税されることとなりますが、面積の 79%を広大な森林が占める西多摩地域は、この財源を有効に活用して、森林資源の保全や新たな担い手を育成する必要があります。

［木材価格の推移（円/㎥）］



資料：農林水産省「木材価格」により作成



森林レンジャーあきる野の自然体験イベント



かつての古道を散策（ひので野鳥の森自然公園）

○ 西多摩地域は自然の恩恵を受けながら、地域独自の歴史や文化を受け継いできました。将来にわたって、西多摩地域が自然と共生するためには自然のつながりを重視し、広域的な視点で生物多様性※の保全に努めなくてはなりません。

○ 東京都はエネルギー資源を大量消費する大都市の責務として「ゼロエミッション東京※」の取組みを進めています。豊かな自然と共生する西多摩地域では、省エネルギー対策の推進や再生可能エネルギー※の普及拡大に率先して取り組む必要があります。

東日本大震災後のエネルギー需要を巡る問題や気候変動対策、資源節約の高まりなどによって、低炭素エネルギー※の需要は高まっており、また、災害等の緊急時においても、地域活動を継続できるよう、エネルギーの自立化と多重化が求められています。

●これまでの主な取組み

○ 西多摩 A（ｱﾒﾆﾃｨ）B（ﾋﾞｭｰﾃｨｰ）C（ｺﾐｭﾆﾃｨ）運動（散乱ごみ防止システムの調査検討など）
○ 国際森林年記念事業（苗木配布、公共施設の植樹など）

●広域連携の目標

豊富な森林資源で脱炭素型の持続可能な地域づくりを目指す

○ 多摩地域の森林の８割以上の面積を占め、水源・レクリエーションの場・二酸化炭素の吸収源として機能している豊富な森林資源を生かし、首都圏の地球温暖化対策・再生可能エネルギーの活用促進への貢献と森林整備を一体的に進める仕組みをつくる。

○ 脱炭素型の持続可能な地域づくりを進めることで、地域のＳＤＧｓ（地域循環共生圏）の創造を目指す。

●広域行政圏の取組み



（今後５年間の取組み内容）

施策	事業例
2-1 森林を整備する ○ 森林の健全な育成に取り組む ○ 森林環境譲与税の活用検討	● 林業の担い手確保と新規就労者の育成の検討 ● 森林の荒廃による土砂流出を防ぐための適正管理 ● 「西多摩の森」の整備と活用の検討
2-2 自然環境を保全する ○ 自然公園を活用した魅力発信 ○ 広域連携による獣害対策	● 自然公園を活用した観光振興事業の検討 ● 広域連携による獣被害発生防止と利活用の検討
2-3 多摩産材を活用する ○ 多摩産材の普及と利用拡大	● イベント等での多摩産材 PR と付加価値向上 ● 公共施設における多摩産材活用促進の検討 ● 間伐材の利活用と森林循環（注）促進の研究
2-4 生物多様性を保全する ○ 生物多様性の情報発信	● 生物多様性保全に関する情報発信と環境学習の推進 ● 多摩川・秋川流域における生態系保全の方向性検討
2-5 脱炭素型持続可能な地域づくり ○ 再生可能エネルギーの導入検討 ○ ゼロエミッション西多摩の取組み	● 豊かな自然を活用した再生可能エネルギーの検討 ● 地産地消型の再生可能エネルギー導入の研究 ● 廃プラスチックの発生抑制とリサイクルの推進

（注） 森林循環
適切な森林整備が確保されるとともに、将来にわたる木材の利用が可能となる「伐採・利用・植樹・保育」のサイクル

（中・長期的に取り組む検討課題）

- 全体でひとつの「西多摩の森」と捉えた活用方策の検討・協議
- 環境分野での連携協議の体制づくり

●構成市町村の取組み

地方創生に関連する取組み

○ 森林の適正管理　○ 森林資源の利活用促進　○ 生物多様性の保全　○ 環境教育の推進

連携・協調の取組み（可能性の例示）

○「西多摩の森」の情報共有化
○ 森林の公益的機能の維持・増進、森林整備の促進に向けた広域システムの構築
○ 林業振興の条件整備　○ 生物多様性の保全

関連の深い基本的な施策（例示）

○ 廃棄物減量化・再利用・再生利用の推進　○ 森林の保全・育成　○ 自然環境の保全・利活用
○ 生物多様性の保全　○ 環境保全を支える仕組みづくり
○ 地域ビジネスへの支援（間伐材の利活用促進等）



森林セラピー専用ロード
香りの道「登計トレイル」（奥多摩町）



都内最大の特別緑地保全地区
「青梅の森」（青梅市）



20 万株のカタクリが咲く
「さやま花多来里の郷」（瑞穂町）



多摩産材を使用した公衆トイレ
（檜原村）



AZEMS プロジェクト「太陽光発電と
EV 用急速充電器」（羽村市）



絶滅危惧種のトウキョウサンショウウオ
（あきる野市）



樹上に産卵するモリアオガエル
（日の出町）



地元の有志「福生ホタル研究会」が
育てたホタル（福生市）

西多摩地域の自然の恵み（農林水産）





キノコ狩り
（青梅市）



鶏卵
（青梅市）



梅干と梅ジャム
（青梅市）



福生育ち「はっ！ぴー☆ナッツ」
（福生市）



田植え体験
（福生市）



花いっぱい運動
（福生市）



農産物直売所
（羽村市）



稲作田植え体験
（羽村市）



産業祭～農業展
（羽村市）



秋川牛
（あきる野市）



のらぼう菜
（あきる野市）



多摩産材
（あきる野市）



東京狭山茶
（瑞穂町）



ふれっしゅハウス
（瑞穂町）



東京牛乳を使った瑞穂プリン
（瑞穂町）



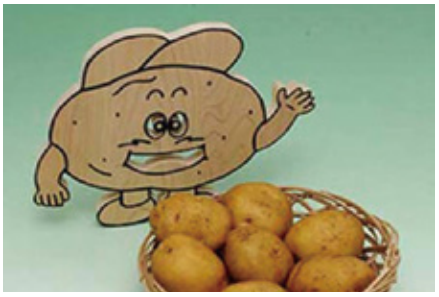
ブルーベリー
（日の出町）



日の出産ネギ 100%の辣油
（日の出町）



農業体験
（日の出町）



ジャガイモ
（檜原村）



農業体験
（檜原村）



薪燃料施設
（檜原村）



奥多摩わさび
（奥多摩町）



奥多摩やまめ
（奥多摩町）



林業体験
（奥多摩町）

農畜水産物（あきる野市）

あきる野市の代表的な農畜水産物として、甘みが強く一粒ひとつぶが大きくて品種が多い「秋川とうもろこし」、江戸時代から五日市地区で栽培されてきたビタミン豊富な「のらぼう菜」、江戸時代に将軍家の御用達として江戸へ送らせたと言われている「秋川アユ」のほか、「東京しゃも」、「秋川牛」など、あきる野の豊かな自然と生産者たちの愛情に育まれたものが数多くあります。

あきる野市では、秋川ファーマーズセンター、五日市ファーマーズセンター及び秋川渓谷瀬音の湯物産販売所を中心に、市内で生産された新鮮で安心・安全な農畜産物を供給しているほか、あきる農を知り隊（農ウォーク）などを通じて、農業・畜産・水産業への理解を深める取組を進めています。





農畜水産物（とうもろこし・しゃも・アユ）

多摩産材（檜原村）

「多摩産材」は適正に管理された多摩地域の森林で育成・生産され、多摩産材認証協議会によって産地証明・品質認証された木材のことです。多摩産材はスギ・ヒノキが大半で、多摩産材のスギは全国平均より年輪密度が高く曲げ強度が高いため、住宅構造材の活用に適します。また、ヒノキは油脂分が多く色つやが良いため、木工品の原料として活用されています。

村の周囲を急峻な山嶺に囲まれる檜原村では、様々な公共施設に多摩産材を利用するほか、子ども達が小さい時から木と触れ合う機会をつくるための、木製おもちゃの贈呈やおもちゃ美術館の開設に取り組むなど、多摩産材の生産地としての新たな可能性を探っています。





東京都の多摩地域で生育した「多摩産材」

3　安全・安心・快適な暮らしを支える行政サービスの広域化

●現状と課題

○ 多くの公共施設は、高度成長期に整備され 30 年以上が経過し、改修や更新が必要な時期を一斉に迎え、多額の改修費用や更新費用が必要となっています。厳しい財政状況や人口減少が進む中、維持管理や更新、再編等の課題解決にあたっては、自治体単独での行政サービスの提供が困難なものや効率的でないものについて、広域連携で措置を講じる必要があります。



青梅市立美術館（昭和 59 年開館）

○ 西多摩地域の山間部や河岸段丘※のハケ※などには急峻な地形を持った地域が存在し、土砂災害警戒区域※等に指定されています。ソフト・ハード両面からの総合的な災害対策や、防災力の強化を図る必要があります。

○ 公共交通機関であるＪＲ青梅線・五日市線・八高線では、平成 27 年、28 年のダイヤ改正により運行本数が減便となり、現在もその状況が続いています。一部自治体では委託によるバス運行で不便さを補うなど、公共交通の利便性向上が課題となっています。

○ 西多摩地域の高齢化率は多摩地域内で最も高い一方、住民の「65 歳健康寿命」（注）は、男女ともに東京都全体より高い傾向にあります。

誰もが住みなれた地域で安心して暮らすためには、地域住民の生涯を通じた健康づくりに加え、切れ目のない保健医療体制を構築するなど、地域包括ケアシステム※の推進が重要です。

（注）65 歳健康寿命
65 歳の人が、何らかの障害のために要介護認定を受けるまでの状態を健康と考え、その障害のために、認定を受ける年齢を平均的に表すもの。
65 歳健康寿命（歳）＝65 歳＋65 歳平均自立期間（年）

［65 歳健康寿命算出結果（平成 30 年）］

	65歳健康寿命（歳）要支援1	
	男性	女性
東京都	81.21	82.74
青梅市	81.53	83.89
福生市	81.88	83.99
羽村市	82.21	83.55
あきる野市	82.17	84.26
町村（瑞穂町・日の出町・檜原村・奥多摩町）	81.00	84.16

出典：平成 30 年区市町村別 65 歳健康寿命（東京都）

●これまでの主な取組み

○ ＪＲ青梅線・五日市線・八高線の改善要望
○ 道路橋梁合同直営模擬点検、事例相談会
○ 災害時負傷者搬送に関する支援体制の検討
○ 地域包括ケアシステム連携事業



医療・介護関係者研修会（地域包括連携事業）

●広域連携の目標

共同事業を拡大して住民サービスを向上させる

○ 公共施設の相互利用や再編、医療・保育・介護・公共交通などの公共サービスの広域的展開等により、行政運営の効率化を進めるとともに、多様化する住民ニーズへ柔軟に対応する。

○ 自然災害や感染症対策など、一自治体では解決が困難な広域的な行政課題に連携して取り組むことで、安全・安心で、誰もが暮らしやすい地域づくりを推進する。

●広域行政圏の取組み



（今後５年間の取組み内容）

施策	事業例
3-1 住民サービスを向上する ○ 広域での共同事業・共同処理・委託・民間活用等の検討 ○ ICT・AI・RPA などの技術を活用したデジタルトランスフォーメーション※の推進	● 広域連携による効果的・効率的なサービス提供の検討 ● 今後の行政サービスのあり方、業務効率化の検討 ● 自治体クラウド※導入検討（基幹系システム共同利用） ● AI 等活用による住民サービス、生活環境向上策の検討
3-2 公共施設の課題に取り組む ○ 広域利用に向けた検討 ○ 施設の適正配置、複合化の研究	● 公共施設の広域利用、再編・集約、維持管理等の検討 ● 同種施設の一体的指定管理者制度※の導入検討
3-3 公共交通の利便性を向上する ○ 公共交通の強化に向けた検討 ○ 広域物流ネットワークの創出 ○ AI を活用した交通手段の研究	● 公共交通の改善・利便性向上に向けた要望活動 ● 圏央道 IC 周辺における広域物流拠点整備の検討 ● 交通不便地域での AI を活用した交通手段の導入検討
3-4 災害対策に取り組む ○ 災害時における広域連携体制の整備 ○ 感染症対策 ○ 地域防災力の向上	● 災害時における広域連携による危機管理体制の整備 ● 感染症の感染拡大防止に向けた連携体制の構築 ● 広域連携による防災訓練・防災教育の実施
3-5 医療介護ネットワークを構築する ○ 広域医療介護ネットワークの検討 ○ 地域包括ケアシステムの構築	● ICT による地域医療ネットワークシステム※の構築 ● 医療介護サービスの切れ目ない提供体制の構築 ● 認知症高齢者等の地域での見守り合いの取組み
3-6 空き家・空き店舗の利活用 ○ 空き家の利活用に向けた検討	● 空き家・空き店舗を活用した地域活性化の検討 ● 空き家の改修・転用によるにぎわいの創出

（中・長期的に取り組む検討課題）

- 高齢者等の生活を支える広域連携の推進
- 保育園等の子育て施設の相互利用に向けた条件整備

●構成市町村の取組み

地方創生に関連する取組み

○ 地域の防犯、防災力の向上　○ 結婚・出産・子育て支援（切れ目のない情報提供）
○ 空き家対策の推進（空き家の有効活用、地域交流活性化等）

連携・協調の取組み（可能性の例示）

○ 広域利用を進める公共施設等の利用促進　○ 防災訓練の合同実施
○ 子育て支援施設・高齢者福祉施設の相互利用の促進
○ 保健・医療・福祉の分野別連携の推進　○ 公立病院の経営の安定化と広域連携のための協議
○ 空き家対策の検討　○ ICT・AI・RPA を活用した行政サービスの向上

関連の深い基本的な施策（例示）

○ 医療・健康管理の体制強化　○ 社会福祉の充実　○ 防災・防犯体制の強化
○ 多文化共生社会の構築　○ 横田基地の騒音対策等　○ 空き家対策



地域防災力の向上
奥多摩町消防団任命式（奥多摩町）



西多摩地域の災害拠点病院
「青梅市立総合病院」（青梅市）



新庁舎における防災本部機能訓練
（瑞穂町）



東京都・檜原村
合同風水害対策訓練（檜原村）





第九消防方面本部
合同総合水防訓練（羽村市）



あきる野市総合防災訓練
（あきる野市）



コロナ感染症対策「防護服着脱訓練」
（日の出町）



防災機能を備えた給食センター
「防災食育センター」（福生市）

西多摩地域の主な公共施設とインフラ





① 青梅市総合体育館
（住友金属鉱山アリーナ青梅）
（青梅市）



② 永山公園総合運動場（青梅市）



③ 青梅市文化交流センター
（ネッツたまぐーセンター）
（青梅市）



④ 福生市民会館（福生市）



⑤ 福生市営競技場
（ネッツ多摩 S&D フィールド）
（福生市）



⑥ 中央体育館（福生市）



⑦ 郷土博物館（羽村市）



⑧ 宮の下運動公園（羽村市）



⑨ 生涯学習センターゆとろぎ
（羽村市）



⑩ 秋川流域病児・病後児保育室
（あきる野市）



⑪ あきる野市中央図書館
（あきる野市）



⑫ 秋川キララホール
（あきる野市）



⑬ 郷土資料館　けやき館
（瑞穂町）



⑭ みずほエコパーク(瑞穂町)



⑮ 六道山公園（瑞穂町）



⑯ 平井・生涯青春ふれあい総合
福祉センター（日の出町）



⑰ 谷戸沢グランド（日の出町）



⑱ やまびこホール（日の出町）



⑲ やすらぎの里 檜原診療所
（檜原村）



⑳ 村立図書館（檜原村）



㉑ 地域交流センター（檜原村）



㉒ 奥多摩病院（奥多摩町）



㉓ 氷川図書館（奥多摩町）



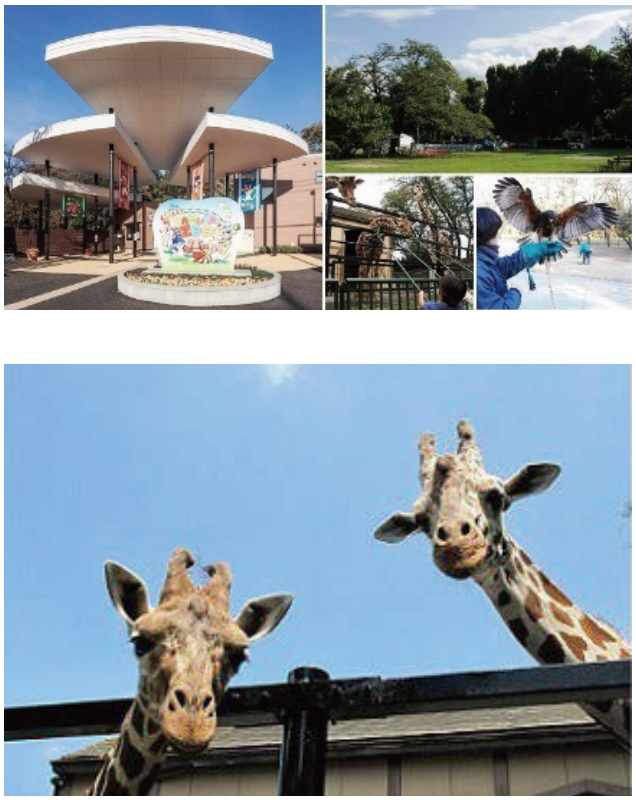
㉔ せせらぎの里美術館
（奥多摩町）

動物公園（羽村市）

羽村市動物公園は、全国初の町営動物公園として昭和 53 年に開園しました。入園者は年間 20 万人を超え、平成 29 年には 1,000 万人を達成したアットホームな雰囲気が魅力の動物公園です。

キリンやシマウマ、ペリカンなどのほか、飛び跳ねて歩く姿が独特なワオキツネザル、木登りするレッサーパンダなど、個性豊かな動物たちが皆さんの来園をお待ちしています。どきどきハンズオンで、ヒヨコやモルモットと触れ合ったり、飼育スタッフと回るエサやりツアー、季節ごとのイベントも目白押しです。

開園 40 周年を迎えた平成 30 年にリニューアルし、エントランス前に新たなシンボル看板やサクラの花が楽しめるオープンスペースが誕生しました。



動物との距離が近いアットホームな「羽村市動物公園」

町役場（瑞穂町）

瑞穂町役場の旧庁舎は、昭和 35 年に建設され、これまで 3 回の増築によって人口や業務サービスの増加に対応してきましたが、耐震性能の不足と老朽化によって全面建て替えが決定しました。

2 年間にわたって建て替えが進められ、令和 2 年 10 月に完成した新庁舎は地上 5 階建てで、住民の利用が多い窓口を 1 階にまとめて配置するなど、訪れた人がより使いやすいように設計されています。

さらに新しい庁舎では防災機能も強化され、庁舎の基礎部分には東日本大震災クラスの地震にも耐えられるという最新の免震装置が採用され、災害が起きた際には町役場が地域の防災拠点としての役割を担えるようになっている「利便性」と「防災機能」を備えた庁舎です。



瑞穂町役場新庁舎と屋上から見た景色

4　明日の西多摩を支えるひと・組織の育成・活用

●現状と課題

○ 西多摩地域には地域に根付き、地元の人々によって伝承される祭や様々な郷土芸能が数多く残されています。

　また、国が指定する伝統工芸品※や工芸技術等の文化資源もあり、文化的に高いポテンシャルを有しています。伝統文化を後世に受け継ぐためにも、郷土芸能などの普及や継承を推進する担い手を育成する必要があります。



国指定伝統工芸品「村山大島紬」



手すき和紙「軍道紙」



東京ヒルクライム HINOHARA ステージ大会

○ 人口減少、少子高齢化が進む中、地域の活力を維持していくためには、子育て環境に優れ、高齢者が安心して暮らせるまちづくりが求められています。

　また、少子高齢化による超高齢社会の到来に向けて、健康の維持や推進、生きがいづくり、地域コミュニティの活性化などに幅広い効果を有するスポーツを通じた地域活性化の方策も必要です。

○ 人口減少社会において、全ての住民サービスを自治体だけで提供し続けていくことは困難です。限られた地域資源を有効に活用する観点から、民間企業や地域コミュニティ等との連携を図り、西多摩地域での安全・安心・快適な暮らしを支えていくことが必要となっています。一方、行政サービスの持続可能な提供の確保には、自治体による創意工夫に加え、民間や地域との連携の視点も重要です。



国指定重要無形文化財「下平井鳳凰の舞」

●これまでの主な取組み

○ 西多摩地域広域行政圏体育大会
○ 多摩の子・多摩子ども詩集の作成
○ アートビューイング西多摩
○ 学校健診・母子保健情報のデータベース化勉強会
○ 見える化改革報告書（区市町村）勉強会
○ 図書館利用、消費生活相談の広域連携の実施



スポーツフェスタ（福生地域体育館）

●広域連携の目標

広域でひと・組織を育成し、地域で活用する

○ 観光振興、森林保全など、地域課題の解決や活性化の担い手となるひと・組織を広域連携のもとで育成し、相互に活用する。

○ 未来の西多摩を担うたくましい子どもを地域・社会全体で育てる。

○ 安定的で持続的な行政サービスの供給体制を構築する。

●広域行政圏の取組み



（今後５年間の取組み内容）

施策	事業例
4-1 人材を育成する ○ 西多摩人材バンクの構築 ○ 文化交流事業の実施	● 専門スキル、キャリアを持つ人材バンクの構築・運用 ● 介護・福祉など人材登録制度の創設と安定的人材確保 ● 地域の伝統文化・芸能の魅力発信と担い手の育成 ● 知的創造拠点としての公立図書館・美術館の活用
4-2 子育てを支援する ○ 子育て環境の整備 ○ ニーズに応じた保育サービスの検討	● 安心して子育てできる支援サービスの広域連携 ● 病児・病後児保育（注）の広域利用の推進検討
4-3 地方分権改革で課題解決する ○ 地方分権改革に伴う権限移譲の活用	● 広域連携による事務権限移譲・規制緩和等国への提案
4-4 スケールメリット※を生かす ○ 行政運営の改善の取組み	● 行政運営のシステム化、共同化、業務包括発注等検討
4-5 地域共生社会を目指す ○ 多文化共生への取組み ○ 互いに尊重し合うまちづくり ○ 国際意識を持った人材の育成	● 障害者への理解促進、人権尊重に関する連携の取組み ● ソフト・ハード両面からのバリアフリー化の促進 ● 西多摩住民と外国人の文化・スポーツ等交流事業 ● 広域連携による多文化共生施策の実施
4-6 地域コミュニティと連携する ○ スポーツを通じた地域活性化 ○ コミュニティと連携したまちづくり ○ 地域コミュニティを再生する	● スポーツによる健康増進・コミュニティ活性化など ● 東京 2020 大会を契機としたボランティア文化の定着 ● 地域コミュニティを支える人材の発掘・育成

（注） 病児・病後児保育
児童が病中または病気の回復期にあって集団保育が困難な期間、保育所・医療機関等に付設されたスペースで看護師等が一時的に保育を行う保育サービス。

（中・長期的に取り組む検討課題）

- 公的住宅や空き家を活用した「地域コミュニティ」の創造
- 広域連携による学校以外の学びの場・体験の場の整備

●構成市町村の取組み

地方創生に関連する取組み

○ 人材育成・人材交流の推進　○ 女性活躍の推進、キャリアアップ支援
○ 芸術・文化・スポーツ活動の推進

連携・協調の取組み（可能性の例示）

○ 広域的に活躍できる人材の育成　○ 人材情報の整理・登録と広域的な相互活用
○ 西多摩住民の交流イベント　○ 事務の共同処理、共同委託

関連の深い基本的な施策（例示）

○ 人材の育成と連携　○ 教育の振興　○ 文化の振興　○ スポーツ・レクリエーションの振興
○ 国際化の推進　○ 地域コミュニティの振興



中学生・高校生海外派遣・受入事業
（オーストラリア）（奥多摩町）



姉妹都市「ボッパルト市」との
交流事業（青梅市）



姉妹都市「モーガンヒル市」派遣団
（瑞穂町）



起源は中世と伝えられる
「小沢式三番」（檜原村）





「東京で子育てしやすいまち」はむら
（羽村市）



国際姉妹都市「マールボロウ市」
との交流事業（あきる野市）



亜細亜大学との交流事業
（日の出町）



ブラインドサッカーを通じた
ユニバーサルデザイン※の実現（福生市）

西多摩地域の歴史・文化・伝統





吉川英治記念館
（青梅市）



塩船観音寺
（青梅市）



青梅大祭
（青梅市）



旧ヤマジュウ田村家住宅
（福生市）



石川酒造
（福生市）



田村酒造場
（福生市）



玉川兄弟の像
（羽村市）



まいまいず井戸
（羽村市）



国指定重要有形民俗文化財
旧下田家住宅（羽村市）



菅生歌舞伎
（あきる野市）



阿伎留神社例大祭
（あきる野市）



旧市倉家住宅
（あきる野市）



つるし飾り
（瑞穂町）



東京だるま
（瑞穂町）



耕心館
（瑞穂町）



春日神社・八幡神社例大祭
（日の出町）



レーガン米国大統領の来訪
（日の出町）



日の出山荘
（日の出町）



神戸囃子
（檜原村）



春日神社
（檜原村）



小林家住宅
（檜原村）



ささら獅子舞
（奥多摩町）



普門寺
（奥多摩町）



アートフェスティバル
（奥多摩町）

吉川英治記念館（青梅市）

吉川英治（よしかわえいじ）は「宮本武蔵」や「三国志」、「新・平家物語」など歴史をテーマにした大衆小説を執筆し、戦前戦後を通して幅広いファンから人気を博した日本を代表する小説家です。作品の特徴は、史実にもとづいた話の中、個性的で魅力的なキャラクターが活躍する点にあります。

記念館は、戦時中に吉川英治が移住し９年５か月暮らした西多摩郡吉野村柚木（現 青梅市柚木町）に建てられました。敷地内には、明治初期に建てられた母屋（草思堂）や書斎のほか、英治が随筆でも触れた井戸などがあります。昭和 52 年より吉川英治国民文化振興会によって運営されていましたが、令和２年４月に青梅市に寄付され、同年９月に市の施設としてオープンしました。





青梅市柚木町「吉川英治記念館」

下平井鳳凰の舞（日の出町）

日の出町下平井に古くから伝わる民俗芸能「鳳凰の舞」は、江戸の要素を含む奴（やっこ）の舞と、上方の鳳凰の舞の二庭（ふたにわ）で構成される全国的にもあまり類例のない貴重な民俗芸能です。「下平井の鳳凰の舞」として昭和 28 年に都の無形民俗文化財、平成 18 年には国の重要無形民俗文化財に指定されました。

毎年９月 29 日に近い土日に行われる春日神社の秋祭、同日に行われる八幡神社のお祭りと合わせ「平井のお祭り」と呼ばれています。平井のお祭りには、鳳凰の舞の他にも５台の山車が繰り出し、それぞれの山車では町指定無形民俗文化財の「重松流祭り囃子」が演奏され、地元の人々の手によって、今なお大切に伝承されています。





元は雨乞いの舞だった「鳳凰の舞」

Ⅳ　資料編

資料１　西多摩地域広域行政圏協議会規約

第１章 総則

（目　的）

第１条 この協議会は、西多摩地域の一体的整備と住民の福祉増進を図るため、広域行政圏計画の策定及び広域行政圏に関する必要な事務の連絡調整を行うことを目的とする。

（名　称）

第２条 この協議会は、西多摩地域広域行政圏協議会（以下「協議会」という。）という。

（協議会を設ける市町村）

第３条 協議会は、次に掲げる市町村（以下「関係市町村」という。）が、これを設ける。

１ 青梅市
２ 福生市
３ 羽村市
４ あきる野市
５ 瑞穂町
６ 日の出町
７ 檜原村
８ 奥多摩町

（担任事務）

第４条　協議会は、次に掲げる事務を行う。

１ 広域行政圏計画の策定に関すること。
２ 広域行政圏計画実施の連絡調整に関すること。
３ 前２号に掲げるもののほか、協議会の目的達成のために必要な事項に関すること。

（事務所）

第５条 協議会の事務所は、会長の属する市町村の事務所内に置く。

第２章 組織

（組　織）

第６条 協議会は会長及び委員７人をもって組織する。

２ 会長は、関係市町村長が協議して定めた市町村長をもって、これに充てる。
３ 委員は、会長を除く関係市町村長をもって、これに充てる。
４ 会長の任期は、２年とする。
５ 会長及び委員は、非常勤とする。

（会長の職務代理）

第７条 会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指定した委員が会長の職務を代理する。

（事務局及び職員）

第８条 協議会に事務局を置く。

２ 事務局に事務局長、事務局次長及びその他の職員（以下「職員」という。）を置く。
３ 職員は、関係市町村長の協議により、当該市町村の職員のうちから会長が選任する。
４ 職員は、会長の命を受け協議会の事務を処理する。

第３章 会　　議

（会　議）

第９条 協議会の会議は、協議会の事務に関する基本的な事項を決定する。

（会議の招集）

第10条 協議会の会議は、会長がこれを招集する。

２ 会長は、委員の半数以上の者から会議の招集の請求があるときはこれを招集しなければならない。
３ 会議開催の場所及び日時は、会議に付すべき事件とともに、会長があらかじめこれを委員に通知しなければならない。

（会議の運営）

第11条 協議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

２ 会長は、協議会の会議の議長となる。
３ 協議会の会議の議事、その他会議の運営に関し必要な事項は、協議会の会議で定める。

（幹事会等）

第12条 第４条に掲げる事務のうち、基本的事項以外の事項で、協議会の会議で定めるものを処理するため、協議会に幹事会等を置くことができる。

２ 幹事会等の組織及び運営に関して必要な事項は、協議会の会議に諮って会長が別に定める。

（審議会）

第13条 協議会は、協議会の諮問に応じ重要な事項について調査審議する審議会を置くことができる。

２ 審議会の組織及び運営に関して必要な事項は、協

議会の会議に諮って会長が別に定める。

第４章 財　務

（経費の支弁の方法）

第 14 条 協議会の事務に要する費用は、関係市町村が負担する。

２ 前項の規定により関係市町村が負担すべき額は、協議会の会議において定める。

３ 関係市町村は、前項の規定による負担金を協議会に納付しなければならない。

（歳入歳出予算）

第 15 条 協議会の予算は、前条第３項の規定により納付される負担金及び補助金、繰越金その他の収入をその歳入とし、協議会の事務に要するすべての経費を歳出とする。

２ 会長は、毎会計年度予算を調製し、年度開始前に協議会の会議を経なければならない。

３ 協議会の会計年度は、地方公共団体の会計年度による。

４ 会長は第２項の規定により予算が協議会の会議を経たときは、当該予算の写しを速やかに関係市町村長に送付しなければならない。

（予算の補正）

第 16 条 会長は、協議会に係る既定予算に追加または変更を加える必要があると認めるときは、補正予算を調製し、協議会の会議に諮らなければならない。

２ 前項の規定により補正予算が協議会の会議を経たときは前条第４項の規定を準用する。

（出納および現金の保管）

第 17 条 協議会の出納は、会長が行う。

２ 協議会に属する現金は、会長が協議会の会議を経て定める銀行その他の金融機関に、これを預け入れなければならない。

（出納員）

第 18 条 会長は、職員のうちから協議会出納員を命ずることができる。

２ 協議会出納員は、会長の命を受けて協議会の出納その他の会計事務をつかさどる。

（決算等）

第 19 条 会長は、毎会計年度終了後２か月以内に決算を調製し、会長が協議会の会議に諮って指名する委員の監査に付した後、協議会の会議の認定を経なければならない。

２ 前項の規定により、決算が協議会の認定を経たときは、会長は当該決算の写しを速やかに関係市町村長に送付しなければならない。

（その他の財務に関する事項）

第 20 条 この規約に特別の定めがあるもののほか協議会の財務に関しては、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）に定める普通地方公共団体の財務に関する手続きの例による。

第５章 補　則

（事務処理の状況報告等）

第 21 条 協議会は、少なくとも１回以上、協議会の事務の処理状況を記載した書類を関係市町村長に提出するものとする。

（費用弁償等）

第 22 条 会長、委員及び職員は、その職務を行うために要する費用の弁償等を受けることができる。

２ 前項の費用弁償等の額および支給方法は、規程で定める。

（協議会解散の場合の措置）

第 23 条 協議会が解散した場合においては、関係市町村が協議によりその事務を承継する。この場合においては、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

（協議会の規程）

第 24 条 協議会は、この規約に定めるものを除くほか、協議会の担任する事務の管理及び執行その他協議会に関して必要な規程を設けることができる。

附　則

（施行期日）

１　この規約は昭和 58 年７月１日から施行する。

（経過措置）

２　協議会が設けられた年度の予算に関しては、第 15 条第２項中「年度開始前に」とあるのは、「速やかに」と読み替えるものとする。

附　則

この規約は、平成３年 11 月１日から施行する。

附　則

この規約は、平成７年９月１日から施行する。

資料２　西多摩地域広域行政圏協議会審議会規程

（目　的）
第１条　この規程は、西多摩地域広域行政圏協議会規約第 13 条第２項の規定に基づき、審議会の組織および運営に関し必要な事項を定めるものとする。
（名　称）
第２条　この審議会は、西多摩地域広域行政圏協議会審議会（以下「審議会」という。）という。
（所掌事務）
第３条　審議会は、西多摩地域広域行政圏協議会（以下「協議会」という。）会長の諮問に応じ、または協議会会長が必要と認めた事項について調査審議する。
（組　織）
第４条　審議会は、委員 24 人以内で組織する。
（委　員）
第５条　審議会委員は、協議会の関係市町村の議会議員のうちから協議会会長が委嘱する。
（任　期）
第６条　審議会委員の任期は２年とする。ただし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。
（会長および副会長）
第７条　審議会に会長および副会長を置く。
２　会長および副会長は、委員の互選により定める。
３　会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
４　副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。
（会　議）
第８条　会議は、全体会議および代表者会議とする。
２　全体会議および代表者会議は、協議会会長が、必要に応じて招集し、審議会会長がその議長となる。
３　会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
（報　酬）
第９条　委員の報酬および費用弁償の支給については、別に規程で定める。
（経費の支弁）
第 10 条　審議会の事務の管理および執行に要する費用は協議会が負担する。
（庶　務）
第 11 条　審議会の庶務は、協議会の事務局がこれを行う。
（雑　則）
第 12 条　この規程に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、協議会会長が定める。

附　則
この規程は、昭和 58 年７月 15 日から施行する。
附　則
この規程は、平成４年 10 月８日から施行する。
附　則
この規程は、平成６年８月５日から施行する。
附　則
この規程は、平成７年９月１日から施行する。

（平成６年８月５日第８条（会議）の一部改正時に決定した会議の運営に関する合意事項）
１　会議は、原則として年２回定例的に開催し、１回は全体会議、１回は代表者会議とする。
２　代表者会議の委員は、構成市町村議会議長とする。
３　全体会議は予算及び基本計画の策定等について、代表者会議は決算及び事業の報告等について審議する。

資料３　西多摩地域広域行政圏計画改訂検討会議設置要領

１　設置目的

西多摩地域広域行政圏計画の改訂案の策定を行うことを目的とする。

２　役　割

現行計画の検証、地域の現況分析、地域課題の検討、目標の妥当性等、計画改訂案の策定までの一連の調査検討をその役割とし、必要に応じて協議会に報告し、指示を受けることとする。

３　編　成

幹事をもって検討会議を編成することとし、座長に事務局長を充てる。

なお、検討会議に必要な事務は協議会事務局が担当する。

４　部　会

下部組織として事務作業部会を置くことができる。

(1)目 的

検討会議から指示のあった計画改訂案の策定に必要な基礎的事項の調査､検討に係る事務作業を行うことを目的とする。

(2)役 割

検討会議から指示のあった基礎的事項について､構成市町村に関わる関係資料の提供､課題の検討･整理等を行うことを役割とし､調査､検討等の結果報告を行うものとする。

(3)編 成

事務局員をもって事務作業部会を編成することとし、座長に事務局次長を充てる。

５　その他

計画改訂案の策定の検討にあたり、専門的事項に属する内容等については、分野別検討部会規程第３条に規定する部会に、必要に応じて調査、検討を指示することとする。

６　設置期間

令和２年２月６日から令和３年３月 31 日までとする。

資料４　意見募集と意見の反映

本計画の策定にあたり、皆様からのご意見を反映するため、意見募集を行いました。

審議会委員への意見照会
【実施期間】令和２年８月１日から 31 日
【受 付 数】 ５件
【意 見 数】19 件

意見募集（パブリックコメント）の実施
【実施期間】令和２年 12 月５日から 25 日
【受 付 数】 ６件
【意 見 数】18 件

（各テーマへの主なご意見）

ご意見	計画への反映
1　西多摩地域のブランド育成とプロモーションの推進	
西多摩のエリア別にメリハリのある観光メニューの開発や、移住・定住促進ができるのではないか。	西多摩のブランド育成とプロモーション推進 1-1 観光を振興する（P26）
新しい生活様式が模索される中、西多摩でのリモートワークの普及啓発を検討して欲しい。	西多摩のブランド育成とプロモーション推進 1-4 移住・定住を促進する（P26）
定住支援、空き家バンク※、物産館を併設した「西多摩交流センター（仮）」の創設を検討して欲しい。	協議会としての取組みの中で、検討、調査研究、協議していきます。
圏央道開通、多摩モノレール延伸等を踏まえた国立都立美術館や博物館等の誘致を検討して欲しい。	協議会としての取組みの中で、検討、調査研究、協議していきます。
観光に限らず山間部など自然を生かしたスポーツの拠点として西多摩の認知度向上を図って欲しい。	協議会としての取組みの中で、検討、調査研究、協議していきます。
2　西多摩の森を生かした持続可能な地域づくり	
森林環境譲与税を財源の一部として西多摩の森林整備と多摩産材の活用充実を図って欲しい。	西多摩の森を生かした持続可能な地域づくり 2-1 森林を整備する（P32）
多摩産材利用拡大プロジェクトの検討（間伐材チップ化、木質バイオマスボイラー※整備等）	西多摩の森を生かした持続可能な地域づくり 2-3 多摩産材を活用する（P32）
3　安全・安心・快適な暮らしを支える行政サービスの広域化	
ICT を活用した広域的な会議の促進を図って欲しい。	安全安心な暮らしを支える行政サービスの広域化 3-1 住民サービスを向上する（P38）
公共施設の広域利用と共同事業化を検討して欲しい。（料金設定、予約システム、集約化等）	安全安心な暮らしを支える行政サービスの広域化 3-2 公共施設の課題に取り組む（P38）
新型コロナウイルス感染軽症者の宿泊療養施設を検討して欲しい。	安全安心な暮らしを支える行政サービスの広域化 3-4 災害対策に取り組む（P38）
広域行政圏と西多摩建設事務所の連携強化を図る必要がある。（風水害による道路被害の連携対応）	安全安心な暮らしを支える行政サービスの広域化 3-4 災害対策に取り組む（P38）
広域行政圏、西多摩三師会（医師会、歯科医師会、薬剤師会）西多摩保健所の連携を強化すべき。	安全安心な暮らしを支える行政サービスの広域化 3-4 災害対策に取り組む（P38）
頻発する豪雨災害の対策を強化して欲しい。（西多摩には多摩川・秋川の他多くの支流があるため）	安全安心な暮らしを支える行政サービスの広域化 3-4 災害対策に取り組む（P38）

（各テーマへの主なご意見）

ご意見	計画への反映
3　安全・安心・快適な暮らしを支える行政サービスの広域化	
認知症対策問題における「迷い人対策」は単独自治体では解決できず、西多摩地域で取り組むべき。	安全安心な暮らしを支える行政サービスの広域化 3-5　医療介護ネットワークを構築する（P38）
認知症迷い人の保護後の処遇について、保護施設や代替施設への財政支援など広域で検討して欲しい。	安全安心な暮らしを支える行政サービスの広域化 3-5　医療介護ネットワークを構築する（P38）
ICT による課題解決において、技術はあくまでも手段であり議論の際には専門家の意見聴取が必須。	協議会としての取組みの中で、検討、調査研究、協議していきます。
AI 等を活用した行政サービス向上や業務効率化では、労働生産性だけでなく質的向上の検討が必要。	協議会としての取組みの中で、検討、調査研究、協議していきます。
課題解決のために新技術を使おうとするならば、全世代が使えることを前提に施策を推進して欲しい。	協議会としての取組みの中で、検討、調査研究、協議していきます。
4　明日の西多摩を支えるひと・組織の育成・活用	
介護人材不足を解消し、地域包括ケアシステムの充実を図って欲しい。	明日の西多摩を支えるひと・組織の育成・活用 4-1　人材を育成する（P44）
地域おこし協力隊ほか西多摩地域外と地域内の若い世代との意見交換を実施して欲しい。	明日の西多摩を支えるひと・組織の育成・活用 4-6　地域コミュニティと連携する（P44）
児童・生徒を対象とした「地域スポーツクラブ」など、広域での部活動改革を検討して欲しい。	明日の西多摩を支えるひと・組織の育成・活用 4-6　地域コミュニティと連携する（P44）
スポーツ振興における官民が連携したソフト・ハード面での広域プラットフォームを形成して欲しい。	明日の西多摩を支えるひと・組織の育成・活用 4-6　地域コミュニティと連携する（P44）

（その他のご意見）

ご意見・アイデアの概要
高齢化と生産年齢人口の減少により広域連携はますます必要になる。連携という枠を越え、公共施設や公共サービスの相互利用により西多摩地域内での集約化に向かうことも考えられるのではないか。
西多摩地域広域行政圏の発展のためには国・東京都への要請を今まで以上に強化していく必要がある。
教育行政において「教員の働き方改革」など国の仕組みが変わることを見据え、人材確保や体制整備など単独自治体では解決が困難な課題について、広域で検討されたい。
世界共通の目標である SDGs の啓発に向けて、各テーマの施策に 17 のアイコンを表示して欲しい。
戦略的連携テーマとその展開方策 1～4 までのコンテンツは大変重要であり、今後 5 年間の計画は実行性が伴ったものでなければならない。
これまでの行政圏計画に掲げられていた「検討」「協議」「調査研究」から「実施計画」「アクションプラン」へと移行することが強く求められる。
行政圏の取組みにある「施策」「事業」について、より一層協議内容を進化（深化）させていく必要がある。構成市町村間で共同事業化を進めるための方針を定めるなどの取組みについて検討して欲しい。
横田基地に関する騒音はオスプレイ配備以降ひどくなっている。西多摩地域で騒音調査を要望するなど、声をまとめて訴えていく必要があるのではないか。

資料５　西多摩地域広域行政圏協議会審議会への諮問

西 広 協 第 ５ ４ 号
令和３年２月２２日

西多摩地域広域行政圏協議会審議会
副会長　　中　村　賢　次　　様

西多摩地域広域行政圏協議会
会長　浜　中　啓　一

西多摩地域広域行政圏計画（原案）の諮問について

西多摩地域広域行政圏協議会規約第１３条および西多摩地域広域行政圏協議会審議会規程第３条に基づき、下記の事項について貴審議会の意見を求めます。

記

西多摩地域広域行政圏計画（原案）について

以　上

資料６　西多摩地域広域行政圏計画について（答申）

令和３年２月２５日

西多摩地域広域行政圏協議会
　会長　浜　中　啓　一　様

西多摩地域広域行政圏協議会審議会
副会長　中　村　賢　次

西多摩地域広域行政圏計画について（答申）

令和３年２月２２日付西広協第５４号で諮問されたこのことについて、審議会としては、本計画は妥当であると認めここに答申します。

なお、計画に掲げる西多摩地域の将来像実現に向け、下記事項に留意の上、協議会運営に努められるよう要望します。

記

１　西多摩地域の共通する課題に対し、構成市町村が協調して取り組むことにより、西多摩地域の一体的整備の推進および住民福祉の増進を図ること。

２　計画に定める施策は、各市町村の総合計画との整合が保たれるよう構成市町村との連絡調整を図りながら推進すること。

３　それぞれの施策の推進にあたっては、世界共通の目標である SDGs の視点で事業を展開するほか、東京都等の関係機関とも必要な調整を十分に実施すること。

以　上

用語解説

【 英数字 】

ＡＩ
Artificial Intelligence ＝人工知能
人間の脳が行っている知的な作業をコンピュータで模倣したソフトウェアやシステム。人間の使う自然言語を理解したり、論理的な推論を行ったり、経験から学習したりするコンピュータプログラムなどのことをいう。

ＧＰＳ
Global Positioning Satellite＝全地球測位システム
人工衛星を駆使した地理情報計測システムの名称。地上のあらゆる地域の緯度・経度、高度が特定できる仕組みとして利用される。

ＩＣＴ
Information and Communication Technology ＝情報通信技術
情報処理及び、情報通信に関連する諸分野における技術・産業・設備・サービスなどの総称。

ＩｏＴ
Internet of Things＝モノのインターネット
コンピュータなどの情報・通信機器だけでなく、世の中に存在する様々な物体（モノ）に通信機能を持たせ、インターネットに接続したり相互に通信することにより、自動認識や自動制御、遠隔計測などを行うこと。

ＲＰＡ
Robotic Process Automation ＝コンピュータ上で行われる業務プロセスや作業を人に代わって自動化する技術
これまで人間のみが対応可能と想定されてきた作業や、高度な作業を人間に代わって実施できるルールエンジンやAI、機械学習等を含む認知技術を活用して代行・代替する取組み。

ＳＤＧｓ
Sustainable Development Goals＝持続可能な開発目標の略称
2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された2030年までの国際目標。持続可能な世界を実現するための17のゴールと169のターゲットから構成され「誰一人として取り残されない」と宣言。国及び地方自治体が積極的に取り組むこととされている。

【 あ 行 】

空き家バンク
自治体やNPO法人などが、移住・定住の促進を目的として、空き家情報を集約したり物件を紹介したりする制度や仕組み。

新しい生活様式
新型コロナウイルスを想定し、今後の日常生活に取り入れることで感染拡大を防ぐ。①一人ひとりの基本的感染対策 ②日常生活を営む上での基本的生活様式 ③日常生活の各場面別の生活様式 という3つの実践例が掲げられている。

新しい日常
東京都が新型コロナウイルス感染症を乗り越えていくために示した、暮らしや働く場で感染拡大を防止するために一人ひとりが実践すべき習慣。手洗いの徹底やマスクの着用、ソーシャルディスタンス、3密を避けた行動など。

インバウンド
外から入ってくる旅行、一般的に訪日外国人旅行を指す。海外旅行はアウトバウンドという。

【 か 行 】

河岸段丘
河川の中・下流に流路に沿って発達する階段状の地形。

業務核都市
都区部以外の地域で相当程度広範囲な地域の中核となり、業務機能をはじめとする諸機能の適正な配置先の受け皿となるべき都市。

グリーンツーリズム
農山漁村に滞在して農漁業体験を楽しみ、地域の人々との交流を図る余暇活動。

広域観光圏
自然・歴史・文化等、密接な関係のある広域の観光地を一体とした区域で、関係者が連携して地域の幅広い観光資源を活用し、観光客が滞在・周遊できる観光地域づくりを促進するもの。

広域観光ネットワーク
観光地としての魅力の創出と地域の集客力を高めるために観光資源を広域的にネットワーク化すること。

広域行政圏施策
市町村の区域を越えた複数の市町村間の協力によって住民サービスの提供を中心に市町村行政を行う方法として、(1)協議会 (2)機関及び職員の共同設置 (3)事務委託の 3 種の広域行政制度が創設された。平成 21 年に廃止され今後の広域連携については、地域の実情に応じて関係市町村の自主的な協議により取組みが行われることとなった。

合計特殊出生率
15 歳～49 歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、一人の女性が仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に産むとしたときの子どもの数に相当する。

高齢化率
65 歳以上の高齢者人口が総人口に占める割合のこと。

国立社会保障・人口問題研究所
厚生労働省に所属する国立の研究機関。人口や世帯の動向を捉えるとともに、内外の社会保障政策や制度に関する研究を行う。

国家戦略特区（国家戦略特別区域）
「産業の国際競争力の強化」「国際的な経済活動の拠点の形成の促進」を目的として指定される特別区域で、区域内ではその目的の達成のために必要な規制緩和を実施し、事業活動を行うことができる。

【 さ 行 】

再生可能エネルギー
繰り返し起こる自然現象から取り出すエネルギーの総称。自然エネルギー（太陽光・太陽熱・ダム式発電以外の水力・風力・バイオマス・地熱・波力・温度差など）とリサイクルエネルギー（廃棄物の焼却熱利用・発電など）を指す。

市街化調整区域
都市計画区域の無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るために必要があるときに定める区域のうち、市街化を抑制すべき区域として定める区域のこと。

自治体クラウド
地方公共団体が情報システムを庁舎内で保有・管理することに代えて、外部のデータセンターで保有・管理し、通信回線を経由して利用できるようにする取組み。自治体クラウドの基幹系システムとは、主に住民情報、税務、国民健康保険、国民年金、福祉関連システムを指す。

自治体戦略 2040 構想研究会
65 歳以上人口が最大となる 2040 年頃の自治体が抱える課題を整理しながら今後の行政のあり方を展望し、取り組むべき対応を検討することを目的とする総務大臣主催の研究会。

指定管理者制度
公共施設の管理運営を行う民間事業者等を「指定管理者」として指定することにより、民間のノウハウを活用してサービス向上、経費節減を図ることを目的とした制度。

首都圏三環状道路
圏央道（首都圏中央連絡自動車道）、外環道（東京外かく環状道路）、中央環状線（首都高速中央環状線）の 3 つの環状道路の総称。

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）
2019 年に発生した新型コロナウイルス感染症。これまでに報告されていない新型コロナウイルスに関連する呼吸器感染症と言われており、発熱、咳などの呼吸器症状がでる。現在、有効な抗ウイルス薬等の治療法はなく、対処療法を行う。

森林環境税・森林環境譲与税
森林環境税は、令和 6 年度から個人に課される国税で個人住民税とあわせ一人年額 1,000 円が課税される。その税収は「森林環境譲与税」として都道府県・市区町村に譲与され、地域の実情に応じた森林整備等の財源に活用される。

スケールメリット
組織や生産の規模を大きくすることにより得られる効果のこと。

スマート自治体
AI や RPA などが処理できる事務作業は、全て AI や RPA によって自動処理することで、職員は企画立案や住民への直接的なサービスを提供するなど、職員でなければできない業務に注力する自治体。

生物多様性
生物に関する多様性を示す概念。生態系・生物群系または地球全体に多様な生物が存在していることを示す。

ゼロエミッション東京
生産や廃棄、消費に伴い発生する廃棄物をゼロにすることを目的とする運動。東京都では世界の大都市として平均気温の上昇を 1.5℃に抑えることを追求し、2050 年に CO_2 排出実質ゼロに貢献するゼロエミッション東京の実現を宣言している。

【 た 行 】

脱炭素型地域
地球温暖化の原因となっている炭素の排出を防ぐために、化石燃料からの脱却を目指す地域のこと。

多文化共生
国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら地域社会で共に生きていくこと。

多摩産材
東京都内の多摩地域に生育し、生産された木材の一般的呼称。多摩産材情報センターは多摩産材の利用拡大と多摩地域の林業・木材産業の活性化を図ることを目的に多摩産材の利用者と供給者とのマッチングを行う。

多摩の振興プラン
2020 年の先を見据えた多摩地域の目指すべき地域像とその実現に向けた施策の方向性を明らかにしている。平成 29 年 9 月東京都策定。

地域医療ネットワークシステム
インターネットを活用して地域の医療機関が診療情報を共有することで、地域のかかりつけ医と中核病院が役割を分担しながら連携を図り、地域全体で医療を完結する仕組み。

地域循環共生圏
各地域が美しい自然景観等の地域資源を最大限活用しながら自立・分散型の社会を形成しつつ、地域の特性に応じて資源を補完し支え合うことで、地域の活力が最大限に発揮されることを目指す考え方。

地域包括ケアシステム
団塊の世代が 75 歳以上となる 2025 年を目途に高齢者が住みなれた地域で自分の暮らしを人生の最後まで続けることができるよう「住まい」「介護」「生活支援」が切れ目なく一体的に提供される体制のこと。

秩父多摩甲斐国立公園
東京都・埼玉県・山梨県・長野県に跨る山岳と渓流が特徴的な国立公園で東西約 70km、南北約 40kmの広さを有する。国立公園としては首都圏に最も近く交通の便も良いため、多くの利用者が訪れる。

地方制度調査会
内閣総理大臣の諮問に応じ、地方制度に関する重要事項を調査審議するため内閣府の附属機関として設置される。(昭和 27 年法律第 310 号)

長期総合計画
地方自治体が策定する全ての計画の基本であり、まちづくりの指針として長期間にわたり基本理念や将来像を共有するもの。

低炭素エネルギー
CO_2 などを排出しない、または排出量が非常に少ないエネルギー。風力・太陽光・波力・地熱・水力・原子力などの発電によるもの。

デジタルトランスフォーメーション
デジタル化を通じ社会全体で情報が共有されることで、社会課題の解決に向けた取組みが進んでいくこと。

テレワーク
ICT を活用した場所や時間にとらわれない柔軟な働き方のこと。「tele = 離れた所」と「work = 働く」をあわせた造語。

伝統工芸品
日常生活の用に供され、製造過程の主要部分が手工業的で伝統的な技術・技法によって製造されるなど 5 つの項目を全て満たし、伝統的工芸品産業の振興に関する法律に基づき経済産業大臣の指定を受けた工芸品。

土砂災害警戒区域
土砂災害防止法に基づき、住民の安全確保を目的に都道府県知事が指定する。がけ崩れなどの災害発生時に住民の生命等に危害が生じる恐れがある箇所を指定する。

【 な 行 】

西多摩地域入込観光客数調査
多様化する観光客のニーズを的確に把握し、西多摩地域を構成する市町村における今後の観光施策や観光関係者の事業展開の基礎資料とする。カウント調査、利用実績調査、アンケート調査など。5 年毎に調査を実施。

日本遺産認定
地域の歴史的魅力や特色を通じ、日本の文化・伝統を語るストーリーを「日本遺産（Japan Heritage）」として文化庁が認定するもの。認定にあたっては、歴史的経緯、文化財にまつわるものが据えられていることなどが条件となっている。

認定 NPO 法人ふるさと回帰支援センター
地方暮らしや IJU ターンをサポートするため 45 道府県の自治体と連携して地方再生、地域活性化を目指す NPO 法人。国内最大級の移住イベント「ふるさと回帰フェア」を主催している。

農業振興地域
今後、相当期間（概ね 10 年以上）にわたって、総合的に農業振興を図るべき地域。指定は、国の定める「農業振興地域整備基本指針」に基づき都道府県知事が行う。

【 は 行 】

ハケ
崖地形、丘陵、山地の片岸を指す地形名。段丘と段丘、低地の境の高さ 10mほどの崖。崖線のこと。

５Ｇネットワーク
第 5 世代移動通信システム。従来の 4G と比べ「高速大容量」「高信頼・低遅延通信」「多数同時接続」の 3 つの特徴がある。次世代の通信インフラとして社会に大きな技術革新をもたらすと言われている。

フルセット主義
市町村が、教育、福祉、文化など公共サービス提供のための施設等を全て自らが整備し運営していこうとする考え方。

プロモーション
製品、サービスに対する意識や関心を高め、購買を促進すること。シティプロモーションのように、都市や地域の魅力を発信して、観光・交流を活発化させる際にも使われる。

【 ま 行 】

見える化改革報告書（区市町村）
東京都 62 区市町村を 7 つのエリアごとに自治体の構成要素である 5 つの観点（人・空間・ストック・経済動態・経営基盤的な要素）から分析している。平成 30 年 11 月東京都総務局。

３つの密（密閉・密集・密接）
新型コロナウイルス感染症の集団感染を防止するために内閣府・厚生労働省が掲げた標語。「換気の悪い密閉空間」「多数が集まる密集場所」「間近で会話や発声をする密接場所」など日常生活で「密」が重ならないよう呼び掛け、クラスター（集団）の発生を防止する目的。

未来の東京戦略ビジョン
2040 年代に目指す東京の姿「ビジョン」とその実現のために 2030 年に向けて取り組むべき「戦略」を示したもの。令和元年 12 月東京都策定。

木質バイオマスボイラー
化石燃料ボイラーが燃料に化石燃料（A 重油、灯油、LP ガス等）を利用するのに対し、木質バイオマスボイラーは燃料に木質バイオマスを利用する。バイオマスとは生物資源（bio）の量（mass）を表す概念で、一般的に再生可能な生物由来の有機性資源で化石資源を除いたものをバイオマスと呼ぶ。

モバイル統計
いつ・どんな人が・どこから・どこへ・何人移動したかがわかる携帯電話の位置情報などのビッグデータを利用した人口統計情報。

【 や 行 】

ユニバーサルデザイン
全ての人にとって、安全で使いやすい製品や快適で不便のない生活環境をデザインしていくという考え方。

【 ら 行 】

リモートワーク
従業員がオフィスに出社することなく、会社以外の遠隔の場所で業務を行うこと。テレワークが「ICT を利用して時間や場所を有効に活用できる柔軟な働き方」として総務省が定義している一方、リモートワークは「オフィスから離れた場所（リモート）で働く」という意味で、明確な言葉の意味は定義されていない。

ロケーションサービス
映画やテレビドラマなどの撮影を行うため、観光・施設を中心とするロケ地に関する情報の提供を行うこと。

SDGs の視点からみた行政圏の取組み

	1 ブランド育成とプロモーション				2 森を生かした持続可能な地域づくり					3 安全・安心・快適な暮らしを支える行政サービスの広域化						4 西多摩を支える ひと・組織の育成・活用					
	観光振興	魅力発信	ブランド育成	移住・定住	森林整備	環境保全	多摩産材	生物多様性	脱炭素型	サービス向上	公共施設	公共交通	災害対策	医療ネット	空き家・店舗	人材育成	子育て支援	地方分権	スケールメリット	地域共生社会	地域コミュニティ
1 貧困をなくそう										○							○				
2 飢餓をゼロに			○																		
3 すべての人に健康と福祉を														○							
4 質の高い教育をみんなに																○	○				
5 ジェンダー平等を実現しよう		○																		○	
6 安全な水とトイレを世界中に										○											
7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに									○												
8 働きがいも経済成長も				○			○														
9 産業と技術革新の基盤をつくろう												○									
10 人や国の不平等をなくそう														○						○	○
11 住み続けられるまちづくりを		○	○	○				○		○	○	○			○			○	○		
12 つくる責任 つかう責任									○												
13 気候変動に具体的な対策を					○	○			○				○								
14 海の豊かさを守ろう						○															
15 陸の豊かさも守ろう	○		○		○	○	○	○													
16 平和と公正をすべての人に																				○	
17 パートナーシップで目標を達成しよう	○										○		○		○	○			○		○

SDGs 17 の目標

1 貧困をなくそう　2 飢餓をゼロに　3 すべての人に健康と福祉を　4 質の高い教育をみんなに　5 ジェンダー平等を実現しよう　6 安全な水とトイレを世界中に　7 エネルギーをみんなに そしてクリーンに　8 働きがいも経済成長も　9 産業と技術革新の基盤をつくろう　10 人や国の不平等をなくそう　11 住み続けられるまちづくりを　12 つくる責任 つかう責任　13 気候変動に具体的な対策を　14 海の豊かさを守ろう　15 陸の豊かさも守ろう　16 平和と公正をすべての人に　17 パートナーシップで目標を達成しよう

西多摩地域広域行政圏計画（令和3年度～令和7年度）

令和3年3月発行

西多摩地域広域行政圏協議会
〒198-8701　東京都青梅市東青梅1-11-1（青梅市役所内）
電 話　0428-22-1111（代表）
ホームページ　http://www.nishitama-kouiki.jp/

西多摩地域広域行政圏協議会